

# 【参考資料】・・・外国籍編 ビジネスジェット(BJ)機の各種申請手続き

---

国土交通省 航空局  
国際航空課

令和2年1月1日

# 更新内容

## H30. 8. 7更新内容

- ・指定空港の追加  
(花巻空港 H30.7.31指定 )
- ・様式例 表記の修正  
(航空事業課→国際航空課)

## H31. 2. 28更新内容

- ・指定空港の追加  
(徳島空港 H30.10.22指定 )
- ・有償運送許可申請に係る, 必要書類や  
申請様式の変更  
(H31.3.15以降の申請から適用)
  - ① 航空機落下物防止対策の記載等
  - ② 航空機落下物被害者救済の記載等
- ・その他細かい表現の修正

## H31. 4. 18更新内容

- ・指定空港の追加  
(下地島空港 H31.4.8指定 )
- ・その他細かい表現の修正

## R1. 8. 1更新内容

- ・R1.8.1以降の取扱変更の反映
- ・様式例の更新  
(R1.8.1以降の申請から適用)
  - ① 予備期間関係
  - ② 添付書類の事前提出関係
- ・指定空港一覧 利用時間の修正
- ・その他細かい表現の修正

## R1. 10. 1更新内容

- ・申請問合せ先 内線番号の一部修正
- ・その他細かい表現の修正

## R2. 1. 1更新内容

- ・R2.1.1以降の航空法第127条ただし書の  
許可関係, 取扱変更の反映
- ・様式例の更新  
(R2.1.1以降の申請から適用)
- ・その他細かい表現の修正

# 目次

## I. 概要

## II. 申請対象及び手続き

### II-1 ICAO締約国国籍機の航行(航空路以外)について

(航空法第126条第1項)

### II-2 ICAO締約国以外の国籍機の航行 他について

(航空法第126条第2項)

### II-3 指定外空港の使用(指定空港以外での離着陸)について

(航空法第126条第5項但し書き)

### II-4 本邦各地間の使用(移動)について

(航空法第127条但し書き)

### II-5 有償運送(オウンユースチャーター(商用目的又は医療目的))

(航空法第130条の2)

## III. 参考資料

# I . 概 要



※この参考資料は作成時点での内容であり、法令・通達改正により内容が変わることがありますのでご注意ください。

	許可内容	根拠条文及び通達等	申請期限
①	国際民間航空条約（以下ICAOという。）締約国籍の外国航空機の航行許可（航空路以外を航行する場合）	<b>【法令等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空法（以下，法）第126条第1項</li> <li>・航空法施行規則（以下，規則）第230条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航行の予定期日の10日前</li> </ul>
②	ICAO締約国以外の国の国籍を有する航空機の航行許可	<b>【法令等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法第126条第2項</li> <li>・規則第230条</li> </ul> <b>【航空局の通知】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「台湾籍の自家用ビジネスジェット手続期限の短縮（H26.2.12お知らせ）」</li> </ul>	<b>【本邦入出国の場合】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行の予定期日の10日前</li> <li>・日本へ（から）の商用目的の場合は航行の3日前（台湾籍のみ）※</li> <li>・日本へ（から）の緊急商用の場合は航行の24時間前（台湾籍のみ）※</li> </ul> ※航空局による取り組み  <b>【本邦領空通過の場合】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行の予定期日の10日前（商用目的であっても10日前）</li> </ul>
③	指定外空港使用許可	<b>【法令等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法第126条第5項但し書き</li> <li>・規則第230条の2</li> </ul> <b>【通達】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成28年10月26日付国空事第4191号」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離陸又は着陸の予定期日の10日前</li> <li>・日本へ（から）の商用目的，給油のため，医療目的の場合は3日前</li> <li>・日本へ（から）の緊急商用の場合は航行の24時間前</li> </ul>

# I. 概要

※この参考資料は作成時点での内容であり、法令・通達改正により内容が変わることがありますのでご注意ください。

	許可内容	根拠条文及び通達等	申請期限
④	国内使用許可 (海外接続も含め、ローカルフライト <b>以外の航行を含む</b> 場合)	<b>【法令等】</b> ・ 法第127条但し書き ・ 規則第231条  <b>【通達】</b> ・ 「平成28年10月26日付国空事第4191号」 ・ 「平成28年10月26日付国空事第4192号」	・ 使用開始予定期日の3日前 ・ 緊急商用の場合は <b>航行開始予定期日の24時間前</b> ・ 羽田空港～成田空港間限定で空輸便は <b>航行開始予定期日の24時間前</b>
	国内使用許可 (陸送等により、ローカルフライト <b>のみ</b> を行う場合)	<b>【法令等】</b> ・ 法第127条但し書き ・ 規則第240条第1項第40号	・ 使用開始予定期日の3日前 申請先は各空港を管轄する地方航空局 詳細は、東京又は大阪航空局の航空振興課へご確認ください。
⑤	有償運送許可 (BJはオウンユース(商用目的又は医療目的のみ))	<b>【法令等】</b> ・ 法第130条の2 ・ 規則第234条の2  <b>【通達】</b> ・ 「平成25年10月30日付国空事第3529号」 ・ 「平成28年10月26日付国空事第4191号」	・ 航行の予定期日の10日前(本邦内に事務所又は代理人を置いている場合) ・ 日本へ(から)の商用目的、医療目的の場合は航行の3日前(本邦内に事務所又は代理人を置いている場合) ・ 日本へ(から)の緊急商用又は緊急医療目的の場合は <b>航行の24時間前</b> ・ 上記以外については、 <b>航行の予定期日の30日前</b>

## 申請から許可までの流れ

①申請内容に不備がある場合は受理しない。

### 申請者

申請書類に不備がないこと、使用空港との調整が済んでいることの確認が出来たら、右記のいずれかの方法により申請をする。

### ※申請方法

1. 直接持込み申請
2. 郵送等による申請  
(申請期限必着)
3. メールによる申請\*

### 航空局

- ①申請書類・内容に不備がある場合は確認・訂正を指示。
- ②申請書類審査後、メールにて許可通知。

②審査後、メールにて許可日及び許可番号を通知する。

※メールによる申請の場合、申請書原本を後日郵送。

※郵送等で申請する場合は、書類送付前に必ず国際航空課担当者までご連絡願います。

※申請し、許可を受けた内容に変更が生じた場合、許可の取り直しを要する場合があります。不明な場合は、申請問合せ先にご連絡願います。

## 【申請受付時間】

### 1. 直接持込み申請

平日：9時45分～16時00分までを目安

### 2. 郵送等による申請（持込み以外の申請）（※）

郵送等により申請を行う場合は、確実に申請締切日までに申請書類を国際航空課に到達させるため、期間に余裕をもった送付をお願いします。

なお、遠方に所在するため等により持込み申請が出来ない場合は、暫定的にメールでの申請を認めることとしています。その場合、申請書の原本は郵送等により送付してください。

平日：申請締切日の16時00分までを目安

急を要する申請の場合、メール件名に「緊急」などの文言を追記すると共に、送付後担当者まで電話連絡するようお願いします。

また、申請することが明らかになった段階で、なるべく担当者まで一報するようお願いします。

※ やむを得ない事情により上記時間まで間に合わない場合は、事前に担当者までご連絡願います。

ただし、ご希望にお応えできない場合もありますのでご了承ください。

## 【申請問合せ先】

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 航空局 航空ネットワーク部

国際航空課 国際運送係

代表03-5253-8111 内線48514

( 平日9時45分～17時00分 )

## II-1 ICAO締約国国籍機の航行(航空路以外) (航空法第126条第1項)

## 【1】申請対象

○ I C A O 締約国たる外国籍の航空機が、以下の航行を行う場合が対象。

- ① 外国から出発して日本に到着する航空機
- ② 日本から出発して外国に到着する航空機
- ③ 外国から出発して日本の領空を通過し、外国に到着する航空機

但し、航空路のみを航行する場合は、申請は不要。

○ 主な事例

- ・ プライベート機により世界一周飛行を行っている者が V F R により航空路以外の経路で日本の領空を通過する、日本の空港で給油又は乗員の休息を取る場合等。
- ・ I F R でも航空路以外を航行し、入国、出国、領空通過する場合。

## 【2】申請手続き

### (1) 申請期限

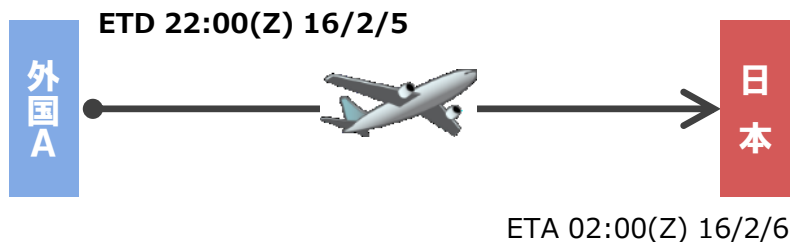
区分	申請期限	起点日時	留意事項
外国発	<u>航行の予定期日の10日前まで</u> (法施行規則第230条)	出発地（技術着陸は含まない）の出発日時を日本時間に直し、これを起点とする。 <u>【参照】事例①, ③</u>	緊急商用等に関するような特例措置は存在しない。
日本発	上記に同じ	日本出発日時を起点とする。 <u>【参照】事例②</u>	上記に同じ

## (2) 申請に必要な書類及び記載事項

必要書類（添付書類含む）	記載事項	留意事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書</li> </ul> 以下添付書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅客（搭乗者）リスト</li> </ul>	法施行規則第230条に規定されている項目を記載。記載方法については、 <b>サンプル様式_01</b> を参照。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運航目的や使用機材の状況により他の航空法（第11条，第28条，第60条，第61条，第79条，第127条等）の許可が必要となる場合もあり。</li> <li>・ 領空通過のみであっても，必要書類や記載事項の省略は不可。</li> </ul>



## 【事例①】 外国から出発して日本に到着する航空機

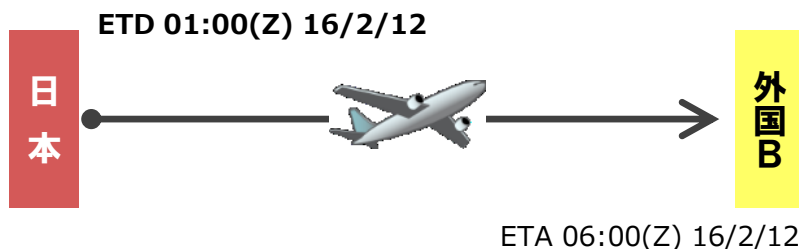


## ◎申請期限の考え方

法令により申請期限は航行の予定期日の10日前となっている。

この場合、出発地である外国Aの日時を日本時間に置き換えると2月6日となるため、申請期限は1月27日となる。

## 【事例②】 日本から出発して外国に到着する航空機

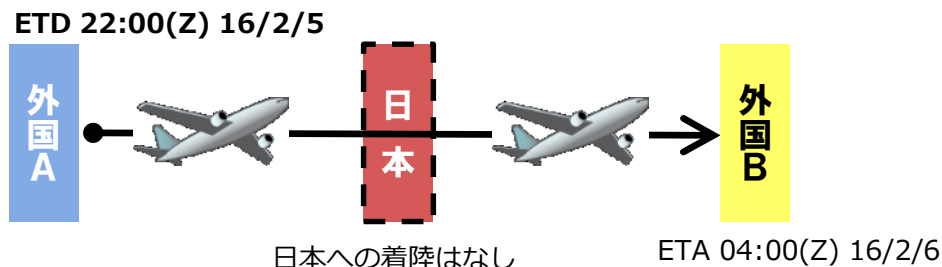


## ◎申請期限の考え方

法令により申請期限は航行の予定期日の10日前となっている。

この場合、日本の出発日時を日本時間に置き換えると2月12日となるため、申請期限は2月2日となる。

## 【事例③】 外国から出発して日本の領空を通過し、外国に到着する航空機



## ◎申請期限の考え方

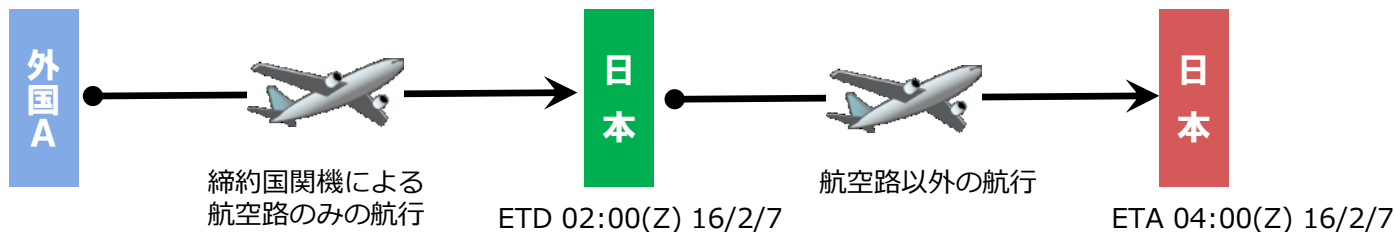
法令により申請期限は航行の予定期日の10日前となっている。

この場合、出発地である外国Aの日時を日本時間に置き換えると2月6日となるため、申請期限は1月27日となる。

**【参考】第126条第1項申請ではなく、第127条申請が必要となる場合**

ETD 22:00(Z) 16/2/5

ETA 04:00(Z) 16/2/6

**◎申請期限の考え方**

上記運航は、最初に到着（着陸）する運航は第126条第1項ただし書に定められる、許可を受けることを要しない運航であるため、申請は不要となる。

しかしながら、その後国内2地点間移動の運航をするため第127条但し書きの申請が必要となり、申請期限もそれに従ったものとなる。

詳細は「II-4 本邦各地間の使用（移動）」を参照すること。

申請番号：XXA-001  
 日付：令和〇年 9月 1日

国土交通大臣殿

 申請者：XXX, XXXX, USA  
 代表者：XXXXX XXXXX  
 申請代理人：XXXX アビエーション株式会社  
 代表取締役社長 ○○ ○○

## 国際民間航空条約の締約国たる外国の国籍を有する航空機の本邦入出国許可申請書

標記について、航空法第126条第1項及び同法施行規則第230条の規定に基づき、下記のとおりに申請致します。

## 記

 1. 氏名及び住所並びに国籍  
 氏名：XXX, XXXX  
 住所：XXXXXXXX, XXXXXXXXX,  
 国籍：USA

 2. 航空機の国籍、型式、登録記号及び航空機の無線局の呼出符号  
 国籍：USA  
 型式：△△△型  
 登録記号：N12345  
 呼出符号：N12345

## 3. 航行の経路及び航行の日時

ETD	SONGSHAN, TAIWAN	(RCSS)	20 SEP / 0145Z		(20 SEP / 1545 (1))
ETA	NAHA, JAPAN	(ROAH)	20 SEP / 0645Z		(20 SEP / 1545 (1))
ETD	NAHA, JAPAN	(ROAH)	21 SEP / 2300Z		(22 SEP / 0800 (1))
ETA	SONGSHAN, TAIWAN	(RCSS)	22 SEP / 0745Z		

## 予備期間：+48時間

※12時間を超える予備期間を設定する場合、理由を具体的に記載すること

例) 予備期間：9月30日まで

理由：機体の性質上風の影響を受けやすく、ちよつとした天候不良でも飛行できなくなる可能性があるため

4. 航行の目的  
 那覇空港：プライベート飛行（無償運航）
5. 機長の氏名並びに航空機乗務員の氏名及び資格  
 機長：XXX, XXXX / XXXXXX / CPL 234567  
 副操縦士：XXX, XXXX / XXXXXX / CPL 232323

6. 旅客の氏名(全搭乗者)及び国籍並びに旅行の目的  
なし

7. 積荷の明細  
なし

8. 担当者連絡先

連絡先 : XXXX アビエーション株式会社 担当者 : 〇〇 〇〇

TEL 03-XXXX-XXXX FAX 03-XXXX-XXXX

以上

搭乗者名簿(申請番号:XXA-001)

搭乗者氏名	国籍	役職	搭乗区間
無し			

## 国際民間航空条約の締約国以外の外国の国籍を有する航空機の本邦入出国許可申請の概要

申請番号：XXA-001

(1) 申請者氏名、国籍		ABC AVIATION LTD / TAIWAN	
(2) 航空機の国籍、型式 登録記号、呼出符号		国籍：TAIWAN 型式：GLF5	登録記号：B12345 呼出符号：B12345
(3) 航行の経路及び航行の日時			
ETD SONGSHAN (RGSS) 20 SEP / 0145Z ETA NAHA (ROAH) 20 SEP / 0645Z (20 SEP / 1545 (1)) ETD NAHA (ROAH) 21 SEP / 2300Z (22 SEP / 0800 (1)) ETA SONGSHAN (RGSS) 22 SEP / 0745Z <b>予備期間：+48時間</b>			
(4) 航行の目的			
那覇空港：プライベート飛行(無償運航)			
(5) 機長、乗員の氏名及び資格			
機長：XXX, XXXX / XXXXXX / ATP 234567 副操縦士：XXX, XXXX / XXXXXX / ATP 232323			
(6) 旅客の氏名及び国籍並びに旅行の目的			
なし			
(7) 積荷の明細			
なし			
(8) 地上ハンドリング会社			
那覇空港：XXアビエーション株式会社			
(9) 関係空港事務所との調整		調整済	那覇空港事務所 (9月1日)
国際航空課 記入欄		運航者(会社名)	
		ABC AVIATION LTD	
許可年月日		令和 年 月 日	防衛省
許可番号		国空事 第 号	

## Ⅱ -2 ICAO締約国以外の国籍機の航行 他

(航空法第126条第2項)

## 【1】申請対象

- I C A O 締約国籍の航空機であって外国，外国の公共団体又はこれに準ずるものの使用するもの（ア）及び，締約国以外の外国籍を有する航空機（イ）が法第126条第1項各号に掲げる航行を行う場合が対象。
- 主な事例
  - ア) 外国政府等が使用する航空機
 

仮に外国政府等（在日大使館等）から直接許可手続の依頼があった場合，手続きは日本政府と外国政府とのやり取りとなる可能性が高いため，その際は国際航空課に要連絡。
  - イ) I C A O 締約国以外の国籍を有する外国の航空機
 

代表例として，台湾籍の航空機が該当。

## 【2】申請手続き

### (1) 申請期限

区分	申請期限	起点日時	留意事項
原則	<u>航行の予定期日の10日前まで</u> (法施行規則第230条)	出発地（技術着陸は含まない）の出発日時を日本時間に直し，これを起点とする。 <u>【参照】事例①, ②, ⑥</u>	使用機材が民間機であっても，外国政府又は要人等が使用する場合は，事前の連絡が必要。
台湾籍の商用機の場合	<u>航行の予定期日の3日前まで</u> 「台湾籍の自家用ビジネスジェット手続期限の短縮（平成26年2月12日運用開始）」	上記に同じ <u>【参照】事例③, ④</u>	商用目的の台湾籍機であっても領空通過のみ又は日本への技術着陸のみの場合は，原則どおり10日前まで。

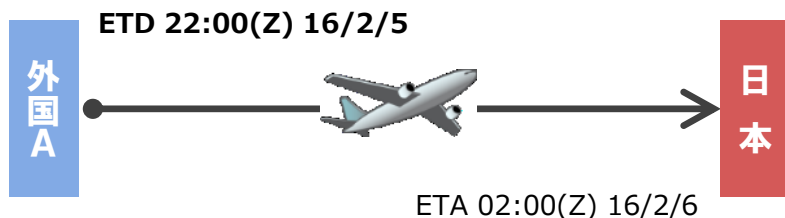


## II-2 ICAO締約国以外の国籍機の航行 他

区分	申請期限	起点日時	留意事項
台湾籍の商用機でかつ、緊急やむを得ない事情がある場合	航行の予定期日の24時間前まで 通達「平成24年7月30日付国空事第2008号(改正)」	前頁に同じ 【参照】事例⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役員以上が搭乗していることが条件。</li> <li>・ 商用上やむを得ない事情が発生したと認められない場合もあり。</li> </ul>

## (2) 申請に必要な書類及び記載事項

必要書類（添付書類含む）	記載事項	留意事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書</li> </ul> 以下添付書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅客（搭乗者）リスト</li> </ul>	法施行規則第230条に規定されている項目を記載。 記載方法については、 <b>サンプル様式_02</b> を参照。 （領空通過の場合は、 <b>サンプル様式_03</b> を参照。）	運航目的により他の航空法（第11条，第28条，第79条，第127条等）の許可が必要となる場合もあり。領空通過のみであっても，必要書類や記載事項の省略は不可。

**【事例①】 外国から出発して日本に到着する航空機**

**◎申請期限の考え方**

法令により申請期限は航行の予定期日の10日前となっている。

この場合、出発地である外国Aの日時を日本時間に置き換えると2月6日となるため、申請期限は1月27日となる。

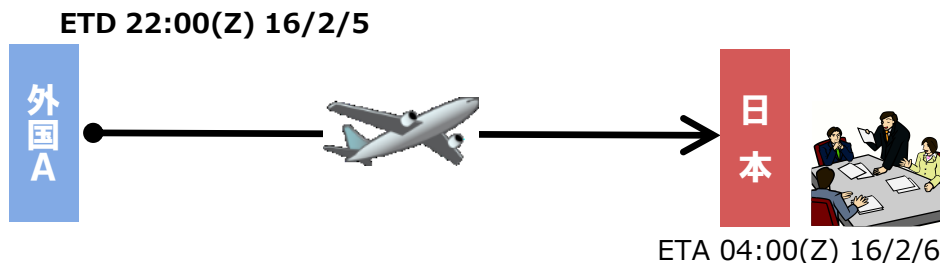
目的が技術着陸の場合も同様。

**【事例②】 日本から出発して外国に到着する航空機**

**◎申請期限の考え方**

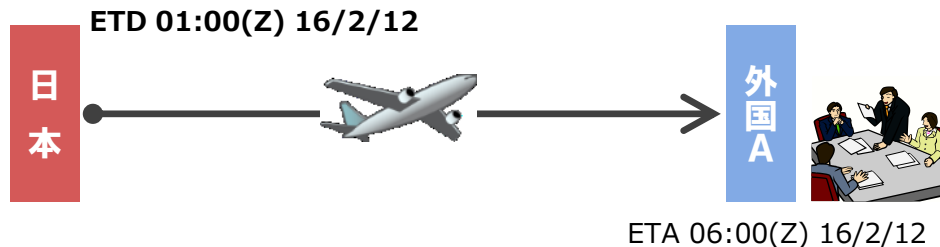
法令により申請期限は航行の予定期日の10日前となっている。

この場合、日本の出発日時を日本時間に置き換えると2月12日となるため、申請期限は2月2日となる。

**【事例③】 外国から出発して日本に到着する航空機(商用目的の台湾籍機)**

**◎申請期限の考え方**

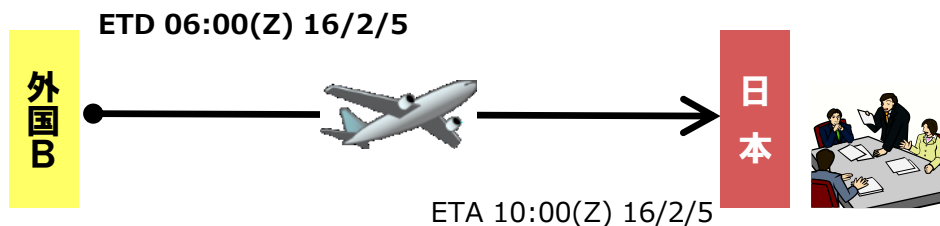
航空局の取り組みにより申請期限は航行の予定期日の3日前となっている。

この場合、出発地である外国Aの日時を日本時間に置き換えると2月6日となるため、申請期限は2月3日となる。

**【事例④】 日本から出発して外国に到着する航空機(商用目的の台湾籍機)**

**◎申請期限の考え方**

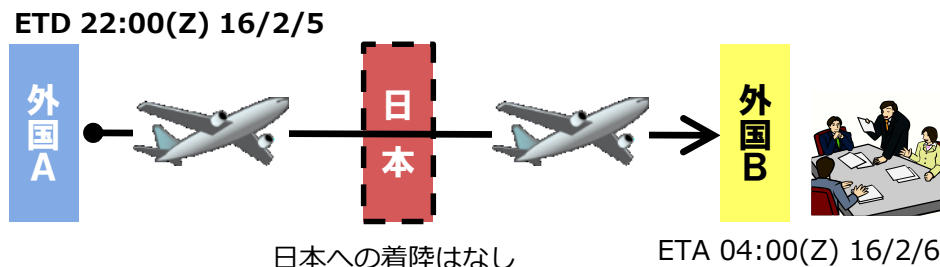
航空局の取り組みにより申請期限は航行の予定期日の3日前となっている。

この場合、出発地である日本の日時を日本時間に置き換えると2月12日となるため、申請期限は2月9日となる。

**【事例⑤】 緊急商用で外国から出発して日本に到着する航空機(商用目的の台湾籍機)**

**◎申請期限の考え方**

航空局の取り組みにより申請期限は航行の予定期日の24時間前となっている。

この場合、外国Bの出発日時を日本時間に置き換えると2月5日15:00となるため、申請期限は2月4日15:00となる。

**【事例⑥】 外国から出発して日本の領空を通過し外国に到着する台湾籍機**

**◎申請期限の考え方**

法令により申請期限は航行の予定期日の10日前となっている。

この場合、出発地である外国Aの日時を日本時間に置き換えると2月6日となるため、申請期限は1月27日となる。

申請番号：XXA-001  
 日付：令和〇年 9月 7日

国土交通大臣殿

 申請者：ABC AVIATION LTD  
 XXX, XXXX, TAIWAN  
 代表者：XXXXX XXXXX  
 申請代理人：XXXX アビエーション株式会社  
 代表取締役社長 ○○ ○○

国際民間航空条約の締約国以外の外国の国籍を有する航空機の本邦入出国許可申請書

標記について、航空法第126条第2項及び同法施行規則第230条の規定に基づき、下記のとおりに申請致します。

## 記

 1. 氏名及び住所並びに国籍  
 氏名：ABC AVIATION LTD  
 住所：XXXXXXXX, XXXXXXXXX,  
 国 籍：TAIWAN

 2. 航空機の国籍、型式、登録記号及び航空機の無線局の呼出符号  
 国 籍：TAIWAN  
 型 式：GULFSTREAM 550 (GLF5)  
 登録記号：B12345  
 呼出符号：B12345

 3. 航行の経路及び航行の日時  

ETD	SONGSHAN, TAIWAN	(RCSS)	12 SEP / 0445Z	
ETA	NARITA, JAPAN	(RJAA)	12 SEP / 0725Z	(12 SEP / 1625 (1))
ETD	NARITA, JAPAN	(RJAA)	15 SEP / 0445Z	(15 SEP / 1345 (1))
ETA	SONGSHAN, TAIWAN	(RCSS)	15 SEP / 0745Z	

**予備期間：+24時間**

※12時間を超える予備期間を設定する場合、理由を具体的に記載すること

(例) 予備期間：9月20日まで

理由：調整中の商談があり、滞在延長となる見込みがあるため

 4. 航行の目的  
 成田空港： 商用の為（無償運航）

 5. 機長の氏名並びに航空機乗務員の氏名及び資格  
 機 長：XXXX XXXXX / TAIWAN / ATP 234567  
 副操縦士：XXXX XXXX / TAIWAN / ATP 232323

サンプル様式\_02

## 6. 旅客の氏名（全搭乗者）及び国籍並びに旅行の目的

- ・搭乗者名：XXXX XXXXX / TAIWAN / CEO OF XYZ OO LTD 他4名
- ※当該機はXYZ社の所有機であり、ABC AVIATION LTDへ運航委託しています。
- ※搭乗者名簿（氏名、国籍、搭乗区間）は別紙のとおり。

・旅行の目的： 商用の為

## 7. 積荷の明細

なし

## 8. 担当者連絡先

連絡先：XXXXアビエーション株式会社 担当者：〇〇 〇〇

TEL. 03-XXXX-XXXX FAX 03-XXXX-XXXX

以上

サンプル様式\_02

搭乗者名簿 (申請番号 : XXA-001)

搭乗者氏名	国籍	役職	搭乗区間
〇〇 〇〇	TAIWAN	CEO OF XYZ CO LTD	SONGSHAN→羽田→SONGSHAN
〇〇 〇〇	TAIWAN	CEO SECRETARY	SONGSHAN→羽田→SONGSHAN
〇〇 〇〇	TAIWAN	CORPORATE OFFICER	羽田→SONGSHAN
〇〇 〇〇	TAIWAN	DIRECTOR OF XYZ CO LTD	羽田→SONGSHAN
〇〇 〇〇	TAIWAN	STAFF	羽田→SONGSHAN

## サンプル様式\_02

 国際民間航空条約の締約国以外の外国の国籍を有する航空機の本邦入出国許可申請の概要  
 申請番号: XXX-001

(1)申請者氏名、国籍	ABC AVIATION LTD / TAIWAN		
(2)航空機の国籍、型式 登録記号、呼出符号	国 籍 : TAIWAN 型 式 : GLF5	登録記号 : B12345 呼出符号 : B12345	
(3)航行の経路及び航行の日時	ETD SONGSHAN(RCSS) 12 SEP / 0445Z ETA MARTA(RJAA) 12 SEP / 0725Z (12 SEP / 1625(1)) ETD MARTA(RJAA) 15 SEP / 0445Z (15 SEP / 1345(1)) ETA SONGSHAN(RCSS) 15 SEP / 0745Z <b>予備期間 : +24時間</b>		
(4)航行の目的	羽田空港 : 商用の為 (無償運航)		
(5)機長、乗員の氏名及び資格	機 長 : XXXX XXXXX / TAIWAN / ATP 234567 副操縦士 : XXXX XXXX / TAIWAN / ATP 232323		
(6)旅客の氏名及び国籍並びに 旅行の目的	XXXX XXXXX / TAIWAN / CEO OF XYZ CO LTD 他4名 商用の為 (無償運航)		
(7)積荷の明細	積荷無し		
(8)地上ハンドリング会社	成田国際空港: XXアビエーション株式会社		
(9)関係空港事務所との調整	調整済	成田空港事務所	(9月7日)
国際航空課 記入欄	運航者(会社名)		ABC AVIATION LTD
	許可年月日	令和 年 月 日	防衛省
	許可番号	国空国 第 号	



サンプル様式\_03

 申請番号：XXA-001  
 日付：令和〇年 9 月 3 日

国土交通大臣殿

 申請者：ABC AVIATION LTD  
 XXX, XXXX, TAIWAN  
 申請代理人：XXXX アビエーション株式会社  
 代表取締役社長 ○○ ○○

国際民間航空条約の締約国以外の外国の国籍を有する航空機の本邦領空通過許可申請書

 標記について、航空法第 126 条第 2 項及び同法施行規則第 230 条の規定に基づき、下記の  
 とおり申請致します。

## 記

1. 氏名及び住所並びに国籍  
 氏名：ABC AVIATION LTD  
 住所：XXXXXX, XXXXXXXXX,  
 国籍：TAIWAN
  2. 航空機の国籍、型式、登録記号及び航空機の無線局の呼出符号  
 国籍：TAIWAN  
 型式：GULFSTREAM 550 (GLF5)  
 登録記号：B12345  
 呼出符号：B12345
  3. 航行の経路及び航行の日時  
 ETD SONGSHAN, TAIWAN (RCSS) 15 SEP / 2250Z  
 ETA ANCHORAGE, U. S. A. (PANC) 16 SEP / 0920Z  
 予備期間：+72 時間  
 ※72 時間を超える予備期間を設定する場合、理由を具体的に記載すること  
 (例) 予備期間：9 月 20 日まで  
 理由：出発前において調整中の行事があり、出発を延期させる見  
 込みがあるため
  4. 航行の目的  
 領空通過：米国への商用のため (無償運航)
  5. 機長の氏名並びに航空機乗務員の氏名及び資格  
 機長：XXXX XXXXX / TAIWAN / ATP 234567
- 進入ウエイポイント：ONIKU  
 離脱ウエイポイント：PASRO  
 経路：  
 ONIKU A593 FUE Y60 ISAKY V28 DGC V28 IWC HGE RYUOH OYE V28 KCC Y88 G00  
 OTR3 ESGAL OTR3 PUTER A590 PASRO



サンプル様式\_03

副操縦士 : XXXX XXXX / TAIWAN / CPL 456789

## 6. 旅客の氏名及び国籍並びに旅行の目的

・ 旅客の氏名及び国籍 :

【RCSS-PANC 搭乗者】 XXXX XXXXX / TAIWAN / CEO OF XYZ CO LTD 他2名

・ 旅行の目的 : 米国への商用のため

※当該機はXYZ社の所有機であり、ABC AVIATION LTDへ運航委託しています。

## 7. 積荷の明細

積荷なし

## 8. 担当者連絡先

連絡先 : XXXX アビエーション株式会社 担当者 : ○○ ○○

TEL 03-XXXX-XXXX FAX 03-XXXX-XXXX

以上

サンプル様式\_03

搭乗者名簿 (申請番号: XXA-001)

搭乗者氏名	国籍	役職	搭乗区間
〇〇 〇〇	TAIWAN	CEO OF XYZ CO LTD	SONGSHAN→ANCHORAGE
〇〇 〇〇	TAIWAN	CEO SECRETARY	SONGSHAN→ANCHORAGE
〇〇 〇〇	TAIWAN	CORPORATE OFFICER	SONGSHAN→ANCHORAGE

国際民間航空条約の締約国以外の外国の国籍を有する航空機の本邦領空通過申請の概要 申請番号：XXA-001			
(1) 申請者氏名、国籍	ABC AVIATION LTD / TAIWAN		
(2) 航空機の国籍、型式 登録記号、呼出符号	国 籍 : TAIWAN 型 式 : GLF5	登録記号 : B12345 呼出符号 : B12345	
(3) 航行の経路及び航行の日時	進入ウェイポイント: ONIKU 離脱ウェイポイント: PASRO 経路 : ONIKU A593 FUE Y60 ISAKY Y28 DGC V28 IWC HGE RYUOH OYE V28 KCC Y88 GDC OTR3 ESCAL OTR3 PUTER A590 PASRO		
(4) 航行の目的	領空通過 : 商用の為 (無償運航)		
(5) 機長、乗員の氏名及び資格	機 長 : XXXX XXXXX / TAIWAN / ATP 234567 副操縦士 : XXXXX XXXX / TAIWAN / CPL 456789		
(6) 旅客の氏名及び国籍並びに旅行の目的	XXXX XXXXX / TAIWAN / CEO OF XYZ CO LTD 他2名 米国への商用の為 (無償運航)		
(7) 積荷の明細	積荷無し		
(8) その他参考となる事項	(1) 地上ハンドリングエージェント なし (2) 本件申請担当連絡先 XXXX アビエーション株式会社 TEL 03-XXXX-XXXX		
(9) 関係空港事務所との調整	-		
国際航空課 記入欄	運航者(会社名) ABC AVIATION LTD		
	許可年月日	令和 年 月 日	防衛省
許可番号	国空国 第 号		

## Ⅱ-3 指定外空港の使用(指定空港以外での離着陸)

(航空法第126条第5項但し書き)

### 【1】申請対象

- 外国籍の航空機が、法第126条第1項第1号又は第2号に掲げる航行を行う場合に、国土交通大臣の指定する空港等（一覧表参照）以外において、着陸又は離陸する場合（天候その他やむを得ない事由のある場合を除く。）。
- 主な事例  
 自家用ジェット機が外国から直接「一覧表」に掲げる空港以外の空港等に着陸する場合、又は「一覧表」に掲げる空港以外の空港等から直接外国に向けて離陸する場合。
- ※申請対象外  
 外国からの航行において一旦「一覧表」に掲げる空港に着陸し、その後「表1」に掲げる空港以外の空港等へ国内移動する場合。又は「一覧表」に掲げる空港以外の空港等から「表1」に掲げる空港へ国内移動し、その後外国に向けて離陸する場合。

### 【2】申請手続き

#### (1) 申請期限

区分	申請期限	起点日時	留意事項
原則	<u>着陸又は離陸の予定期日の10日前まで</u> (法施行規則第230条の2)	出発地（技術着陸は含まない）の出発日時を日本時間に直し、これを起点とする。 <u>【参照】事例①, ②, ⑥</u>	
商用目的 給油のため 医療目的 の場合	<u>着陸又は離陸の予定期日の3日前まで</u> (法施行規則第230条の2) ・通達「平成28年10月26日付国空事第4191号」	上記に同じ <u>【参照】事例③, ④</u>	

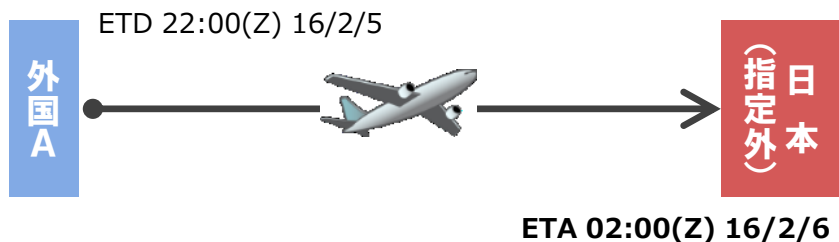
## II-3 指定外空港の使用

区分	申請期限	起点日時	留意事項
商用目的，医療目的でかつ，緊急やむを得ない事情がある場合	<p><b>航行の予定期日の24時間前まで</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通達「平成28年10月26日付国空事第4191号」</li> </ul> <p>※期限を<b>航行</b>とする理由は，出発地が遠方の外国の場合，必要な審査処理時間の確保が困難なため。</p>	<p>前頁に同じ</p> <p><b>【参照】事例⑤</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員以上が搭乗していることが条件。</li> <li>・商用上やむを得ない事情が発生したと認められない場合もあり。</li> </ul>

### (2) 申請に必要な書類及び記載事項

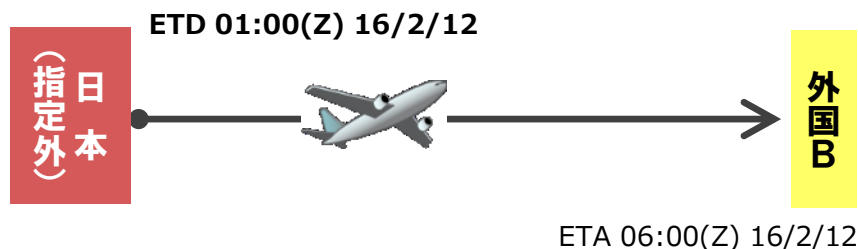
必要書類（添付書類含む）	記載事項	留意事項
・申請書	<p>法施行規則第230条の2に規定されている項目を記載。</p> <p>記載方法については，<b>サンプル様式_04</b>を参照。</p>	<p>運航目的により他の航空法（第11条，第28条，第79条，第127条等）の許可が必要となる場合もあり。</p>

## II-3 指定外空港の使用

**【事例①】 外国から出発して日本に到着する航空機**

**◎申請期限の考え方**

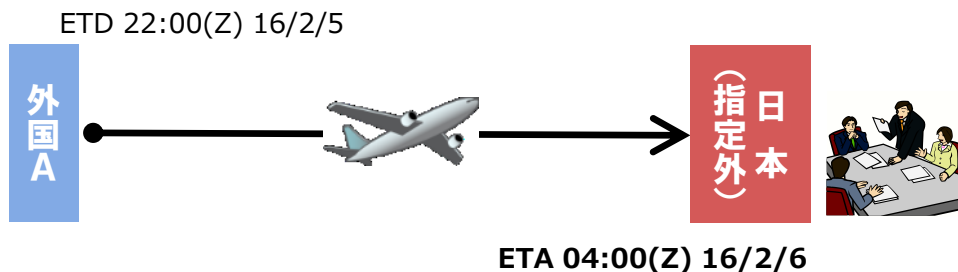
法令により申請期限は着陸又は離陸の予定期日の10日前となっている。

この場合、到着地である日本の日時を日本時間に置き換えると2月6日となるため、申請期限は1月27日となる。

**【事例②】 日本から出発して外国に到着する航空機**

**◎申請期限の考え方**

法令により申請期限は着陸又は離陸の予定期日の10日前となっている。

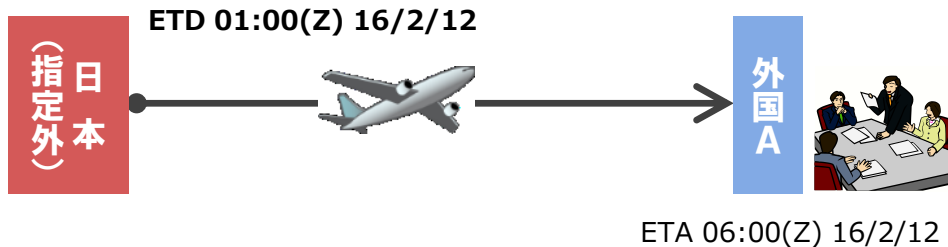
この場合、日本の出発日時を日本時間に置き換えると2月12日となるため、申請期限は2月2日となる。

**【事例③】 外国から出発して日本に到着する航空機(商用、医療目的)**

**◎申請期限の考え方**

法令により申請期限は着陸又は離陸の予定期日の3日前となっている。

この場合、到着地である日本の日時を日本時間に置き換えると2月6日となるため、申請期限は2月3日となる。

## 【事例④】 日本から出発して外国に到着する航空機(商用, 医療目的)

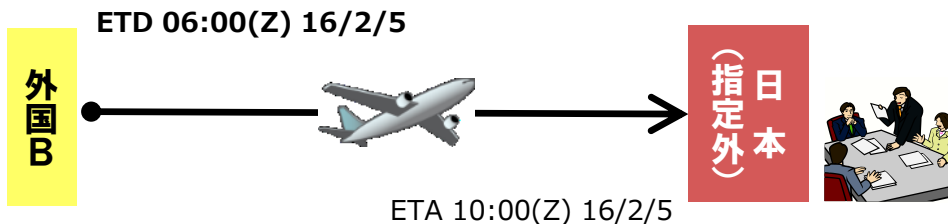


### ◎申請期限の考え方

法令により申請期限は着陸又は離陸の予定期日の3日前となっている。

この場合、出発地である日本の日時を日本時間に置き換えると2月12日となるため、申請期限は2月9日となる。

## 【事例⑤】 緊急で外国から出発して日本に到着する航空機(商用目的, 医療目的)



### ◎申請期限の考え方

通達により申請期限は**航行の予定期日**の24時間前となっている。

この場合、外国Bの出発日時を日本時間に置き換えると2月5日15:00となるため、申請期限は2月4日15:00となる。

## 【事例⑥】 外国から出発して日本で技術着陸をし、外国に到着する航空機



### ◎申請期限の考え方

通達により申請期限は着陸又は離陸の予定期日の3日前となっている。

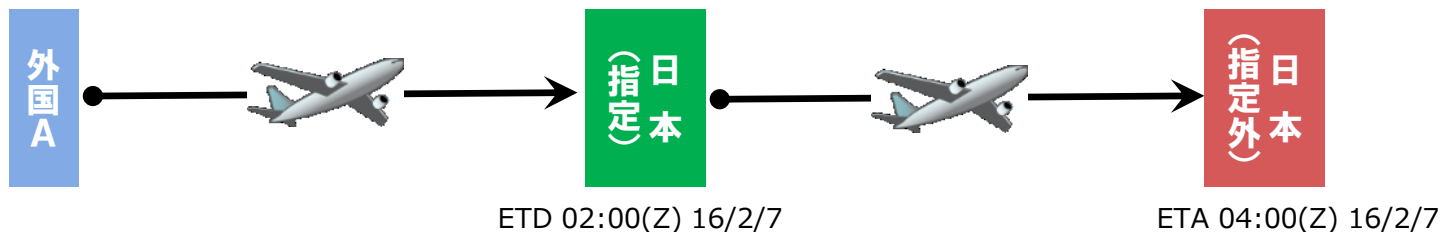
この場合、到着地である日本の日時を日本時間に置き換えると2月6日となるため、申請期限は2月3日となる。



**【参考】第126条第5項申請ではなく、第127条申請が必要となる場合**

ETD 22:00(Z) 16/2/5

ETA 04:00(Z) 16/2/6


**◎申請期限の考え方**

上記運航は、最初に到着（着陸）する空港が国土交通大臣が指定する空港であるため、第126条第5項による申請は不要となる。指定外空港発、指定空港経由で外国に出発する場合の運航についても同様である。

ただし、その後国内2地点間移動の運航をするため第127条但し書きの申請が必要となる。

詳細は「II-4 本邦各地間の使用（移動）」を参照すること。

## II-3 指定外空港の使用

一覧表 国土交通大臣が指定する空港（法第126条第5項の許可を必要としない飛行場） H31.4.8現在

	空港名	3レター	4レター	利用時間	設置管理
1	成田国際空港	NRT	RJAA	(6:00～24:00)	空港会社
2	東京国際空港	HND	RJTT	24H	国
3	中部国際空港	NGO	RJGG	24H	空港会社
4	関西国際空港	KIX	RJBB	24H	空港会社
5	新千歳空港	CTS	RJCC	24H(夜間制限アリ)	国
6	旭川空港	AKJ	RJEC	8:00～21:00	市
7	釧路空港	KUH	RJCK	8:00～21:00	国
8	函館空港	HKD	RJCH	7:30～20:30	国
9	仙台空港	SDJ	RJSS	7:30～21:30	国
10	秋田空港	AXT	RJSK	7:00～22:00	県
11	新潟空港	KIJ	RJSN	7:30～21:30	国
12	広島空港	HIJ	RJOA	7:30～22:30	国
13	山口宇部空港	UBJ	RJDC	7:30～21:30	県
14	高松空港	TAK	RJOT	7:00～22:00	国
15	松山空港	MYJ	RJOM	7:00～22:00	国
16	福岡空港	FUK	RJFF	(7:00～22:00)	国
17	北九州空港	KKJ	RJFR	24H	国
18	長崎空港	NGS	RJFU	7:00～22:00	国

## II-3 指定外空港の使用

一覧表 つづき

	空港名	3レター	4レター	利用時間	設置管理
19	熊本空港	KMJ	RJFT	7:30~21:30	国
20	大分空港	OIT	RJFO	7:30~22:30	国
21	宮崎空港	KMI	RJFM	7:30~21:30	国
22	鹿児島空港	KOJ	RJFK	7:00~22:00	国
23	那覇空港	OKA	ROAH	24H	国
24	青森空港	AOJ	RJSA	7:30~22:00	県
25	花巻空港	HNA	RJSI	8:00~19:30	県
26	福島空港	FKS	RJSF	8:00~21:00	県
27	富山空港	TOY	RJNT	7:00~21:30	県
28	静岡空港	FSZ	RJNS	7:30~20:30	県
29	岡山空港	OKJ	RJOB	7:00~22:30	県
30	佐賀空港	HSG	RJFS	6:30~22:00 0:30~4:30	県
31	下地島空港	SHI	RORS	8:00~19:30	県
32	新石垣空港	ISG	ROIG	8:00~21:00	県
33	百里飛行場	IBR	RJAH	7:30~21:00	国(防衛省)
34	小松飛行場	KMQ	RJNK	7:30~21:30	国(防衛省)
35	美保飛行場	YGJ	RJOH	7:00~22:00	国(防衛省)
36	徳島飛行場	TKS	RJOS	7:00~21:30	国(防衛省)

申請番号：XXA-001  
 日付：令和〇年 9月 2日

国土交通大臣殿

 申請者：ABC AVIATION LTD  
 XXX, XXXX, U.S.A  
 代表者：XXXXX XXXXX  
 申請代理人：XXXX アビエーション株式会社  
 代表取締役社長 ○○ ○○

### 外国航空機の指定外空港使用許可申請書

標記について、航空法第126条第5項ただし書及び同法施行規則第230条の2の規定に基づき、下記のとおり申請致します。

#### 記

- 氏名及び住所並びに国籍  
 氏名：ABC AVIATION LTD  
 住所：XXXXXXXX, XXXXXXXXX,  
 国 籍：U.S.A.
- 航空機の国籍、型式、登録記号及び航空機の無線局の呼出符号  
 国 籍：U.S.A.  
 型 式：GULFSTREAM 550 (GLF5)  
 登録記号：N12345  
 呼出符号：N12345
- 離着陸しようとする空港の名称及びその日時

ETD	BEIJING, CHINA	(ZBAA)	05 SEP / 0100Z
ETA	KOBE, JAPAN	(RJBE)	05 SEP / 0340Z (05 SEP / 1240(1))
ETA	KOBE, JAPAN	(RJBE)	07 SEP / 0800Z (07 SEP / 1700(1))
ETA	ANCHORAGE, U.S.A	(PANC)	07 SEP / 1500Z

**予備期間：+72時間**

※72時間を超える予備期間を設定する場合、理由を具体的に記載すること

予備期間：+120時間

理由：神戸及び次の目的地において調整中の商談があり、最大5日間  
 神戸出発を遅らせる見込みがあるため

- 当該空港等における着陸又は離陸を必要とする理由  
 神戸空港：商用及び給油の為(無償運航)
- 航行の経路  
 ZBAA-RJBE-PANC
- 機長の氏名並びに航空機乗務員の氏名及び資格

サンプル様式\_04

機 長 : XXXX XXXXX / U.S.A / ATPL 2345678  
副操縦士 : XXXXX XXXX / U.S.A / CPL 2323232

7. 支援整備及び地上支援会社等  
神戸空港 : XXアビエーション株式会社

8. その他  
・搭乗者名 :  
【ZBAA-RJBE-PANC 全区間搭乗】  
XXXX XXXXX / U.S.A / CEO OF XYZ CO LTD 他4名

※当該機はXYZ社の所有機であり、ABC AVIATION LTDへ運航委託しています。

9. 担当者連絡先  
連絡先 : XXXX アビエーション株式会社 担当者 : OO OO  
TEL 03-XXXX-XXXX FAX 03-XXXX-XXXX

以上

## 外国航空機の指定外空港使用許可申請の概要

申請番号：XXA-001

(1) 申請者氏名、国籍	ABC AVIATION LTD / USA		
(2) 航空機の国籍、型式 登録記号、呼出符号	国籍：USA 型式：GLF5	登録記号：N12345 呼出符号：N12345	
(3) 航行の経路及び使用する 空港の名称、日時	ETD BEIJING (ZBAA) 05 SEP / 0100Z ETA KOBE (RUBE) 05 SEP / 0340Z (05 SEP / 1240(1)) ETA KOBE (RUBE) 07 SEP / 0800Z (07 SEP / 1700(1)) ETA ANCHORAGE (PANC) 07 SEP / 1500Z 予備期間：+72 時間		
(4) 使用目的	神戸空港：商用及び給油の為 (無償運航)		
(5) 機長、乗員の氏名及び資格	機長：XXXX XXXXX / U.S.A / ATP 2345678 副操縦士：XXXXX XXXX / U.S.A / CPL 2323232		
(6) 地上ハンドリング会社	神戸空港：XX アビエーション株式会社		
(7) 関係空港事務所との調整	調整済	関西エアポート 神戸	(9月1日)
	国際航空課 記入欄		
国際航空課 記入欄	運航者(会社名)	ABC AVIATION LTD	
	許可年月日	令和 年 月 日	防衛省
	許可番号	国空国 第 号	

## Ⅱ-4 本邦各地間の使用(移動)

(航空法第127条但し書き)

## II-4 本邦各地間の使用(移動)

### 【1】申請対象

○外国籍の航空機（無償運送に限る）が、日本国内の各地間を発着する場合（ローカルフライトも含む）。

○主な事例

東京での商用のため外国から自家用機（無償運送）で羽田空港に一旦到着後、大阪での商用のため関西空港へ運航する場合。

※地方航空局へ申請が必要な運航

陸送等により「同一空港において離陸し、及び着陸する」ローカルフライトのみを行う場合。

例として、現地で組み立てを行うようなデモフライト（陸送…A空港離陸～A空港着陸…陸送）

申請は、当該空港を管轄する東京又は大阪航空局の航空振興課にご確認願います。

### 【2】申請手続き

#### (1) 申請期限

区分	申請期限	起点日時	留意事項
原則	<b>使用開始予定期日の3日前まで</b> (法施行規則第231条)	最初に国内空港を出発する日時 <b>【参照】事例①, ②</b>	
商用目的, 医療目的でかつ, 緊急やむを得ない事情がある場合	<b>航行の予定期日の24時間前まで</b> 通達「平成28年10月26日付国空事第4191号」	①に同じ <b>【参照】事例③</b>	商用上やむを得ない事情が発生したと認められない場合もあり。



## II-4 本邦各地間の使用(移動)



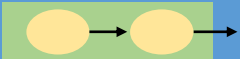









区分	申請期限	起点日時	留意事項
空輸便 羽田～成田間限定	航行の予定期日の24時間前まで 通達「平成28年10月26日付国空事 第4192号」	①に同じ 【参照】事例④	

### (2) 申請に必要な書類及び記載事項

必要書類（添付書類含む）	記載事項	留意事項
・ 申請書	法施行規則第231条に規定されている項目を記載。 記載方法については、 <b>サンプル様式_05</b> を参照。	運航目的により他の航空法（第11条，第28条，第79条，第127条等）の許可が必要となる場合もあり。

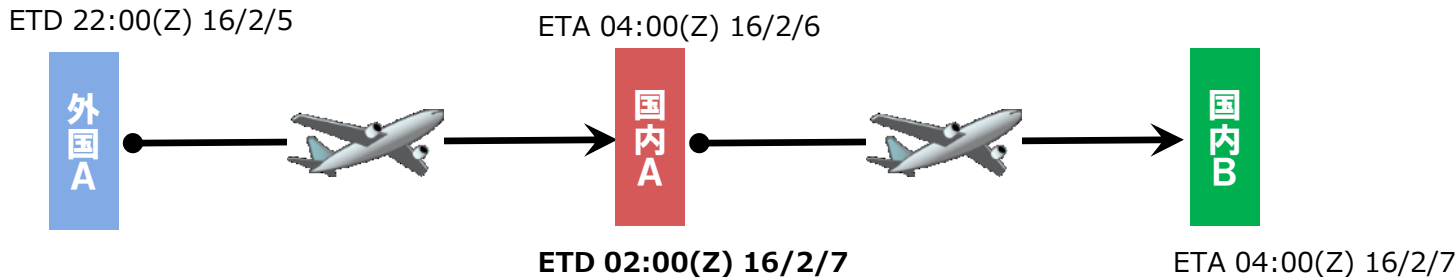
## II-4 本邦各地間の使用(移動)

### 飛行の形態による申請先について(R2. 1. 1~)

		申請先
海外から飛来し, 国内移動せず, 海外へ飛行する		本省
海外から飛来し, 日本国内を移動し, 海外へ飛行する (ローカルフライト含まない)		本省
海外から飛来せず(陸送等), 日本国内を移動し, 海外へ飛行する (ローカルフライト含まない)		本省
海外から飛来し, 日本国内を転々移動し, 海外へ飛行しない(陸送等) (ローカルフライト含まない)		本省
海外から飛来し, 日本国内を移動し, 海外へ飛行する (ローカルフライト含む)		本省
海外から飛来せず(陸送等), 日本国内を移動し, 海外へ飛行する (ローカルフライト含む)		本省
海外から飛来し, 日本国内を移動し, 海外へ飛行しない(陸送等) (ローカルフライト含む)		本省
海外から飛来せず(陸送等), 日本国内を移動し, 海外へ飛行しない(陸送等) (ローカルフライト含む)		本省
海外から飛来し, ローカルフライトのみ行い, 海外へ飛行する		本省
海外から飛来せず(陸送等), ローカルフライトのみ行い, 海外へ飛行する		本省
海外から飛来し, ローカルフライトのみ行い, 海外へ飛行しない(陸送等)		本省
海外から飛来せず(陸送等), ローカルフライトのみ行い, 海外へ飛行しない(陸送等)		地方局

## II-4 本邦各地間の使用(移動)

### 【事例①】 外国から出発して日本に到着し、その後別の国内空港へ移動する場合

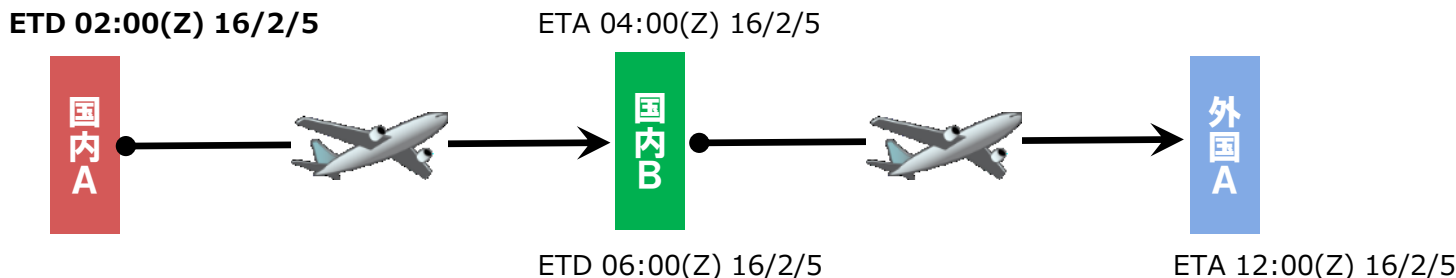


#### ◎申請期限の考え方

上記運航は、自家用機（無償）により航空路を航行して「国内A」に到着し、その後「国内B」へ移動する航空機である。法令により申請期限は使用開始予定期日の3日前となっている。

この場合、「国内A」空港の出発日時を日本時間に置き換えると2月7日となるため、申請期限は2月4日となる。

### 【事例②】 国内を2地点間以上移動してから外国へ出発する場合



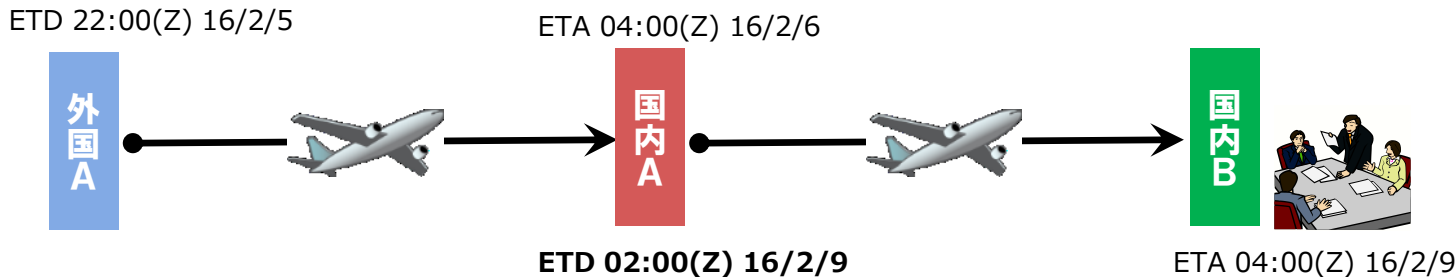
#### ◎申請期限の考え方

上記運航は、自家用機（無償）により「国内A」を出発し、「国内B」に到着後、外国へ出発する航空機である。法令により申請期限は使用開始予定期日の3日前となっている。

この場合、「国内A」空港の出発日時を日本時間に置き換えると2月5日となるため、申請期限は2月2日となる。

## II-4 本邦各地間の使用(移動)

### 【事例③】 緊急商用(目的地「国内B」)で国内間空港を移動する場合

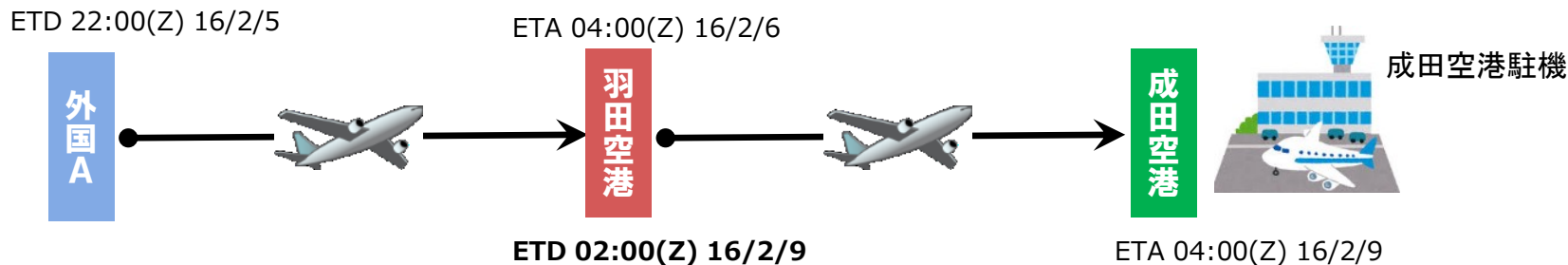


#### ◎申請期限の考え方

通達により申請期限は航行の予定期日の24時間前となっている。

この場合、「国内A」空港の出発日は2月9日であるため、申請期限は前日の2月8日となる。

### 【事例④】 空輸便(フェリー)で羽田空港～成田空港間を移動する場合



#### ◎申請期限の考え方

通達により申請期限は航行の予定期日の24時間前となっている。

この場合、「羽田空港」の出発日は2月9日であるため、申請期限は前日の2月8日となる。

申請番号：XXA-001  
 日付：令和2年1月3日

国土交通大臣殿

 申請者：ABC AVIATION LTD  
 XXX, XXX, U.S.A  
 代表者：XXXXX XXXXX  
 申請代理人：XXXX アビエーション株式会社  
 代表取締役社長 ○○ ○○

### 外国航空機の国内使用許可申請書

標記について、航空法第127条ただし書及び同法施行規則第231条の規定に基づき、下記のとおり申請致します。

記

1. 氏名及び住所並びに国籍  
 氏名：ABC AVIATION LTD  
 住所：XXXXXXXX, XXXXXXXXXX,  
 国籍：U.S.A.

2. 航空機の国籍、型式、登録記号及び航空機の無線局の呼出符号  
 下記のいずれか1機

型式：GLF6	登録記号 呼出符号	N12345	N23456	N34567	N45678
---------	--------------	--------	--------	--------	--------

3. 運航地域（離着陸しようとする空港の名称）

DEP SAN JOSE, USA	(KSJC)
ARR HANEDA, JAPAN	(RJTT) 06 JAN

国内使用  
 HANEDA  
 KIJMAMOTO  
 KANSAI  
 代替空港  
 CHUBU CENTRAIR  
 FUKUOKA

DEP KIJMAMOTO, JAPAN	(RJTF) 12 JAN
ARR HONG KONG, CHINA	(VHHH)

## II-4 本邦各地間の使用(移動)

4. 使用の目的・明細

東京国際空港	:	商用の為 (無償運航)
熊本空港	:	商用の為 (無償運航)
関西国際空港	:	機体駐機及び給油の為 (無償運航)

5. 機長の氏名並びに航空機乗務員の氏名及び資格

機長	:	XXXX XXXXX / U.S.A / ATPL 2345678
副操縦士	:	XXXXX XXXX / U.S.A / CPL 2323232

6. 使用開始予定期日及び使用期間

国内使用 (移動) を開始する日	:	令和2年1月 8日
終了する日	:	令和2年1月10日
予備	:	+3日間

7. 支援整備及び地上支援会社等

東京国際空港	:	XXアビエーション株式会社
熊本空港	:	XXX航空株式会社 熊本空港支店
関西国際空港	:	XXアビエーション株式会社 関西空港事務所
中部国際空港	:	XXアビエーション株式会社
福岡国際空港	:	XXアビエーション株式会社

8. その他

国内使用 搭乗者名 : XXXX XXXXX / U.S.A / CEO OF XYZ CO LTD 他4名

※当該機は全てXYZ社の所有機であり、ABC AVIATION LTDへ運航委託しています。

9. 担当者連絡先

連絡先	:	XXXXアビエーション株式会社 担当者: OO OO
	:	TEL 03-XXXX-XXXX FAX 03-XXXX-XXXX

以上

## Ⅱ-5 有償運送(オウンスチャーター(商用目的又は医療目的)) (航空法第130条の2)

### 【1】申請対象

- 外国籍の航空機が、法第126条第1項第1号又は第2号に掲げる航行により本邦内に到着 又は本邦内から出発する旅客の有償運送をする場合。
- 主な事例
  - ・東京での商用のため、有償運送にて外国Aから羽田空港に到着、その後、外国Bでの商用のため羽田空港を出発する場合。
  - ・外国Cでの商用のため、有償運送にて羽田空港から出発する場合。

### 【2】申請手続き

#### (1) 申請期限

区分	申請期限	起点日時	留意事項
日本に事務所又は申請代理人を置いていない場合	<u>航行の予定期日の30日前まで</u> (法施行規則第234条の2)	出発地(技術着陸は含まない)の出発日時を日本時間に直し、これを起点とする。	
日本に事務所又は申請代理人を置いている場合で <u>商用目的又は医療目的の場合</u>	<u>航行の予定期日の3日前まで</u> (法施行規則第234条の2), 通達「平成28年10月26日付国空事第4191号」	上記に同じ <u>【参照】事例①, ②, ③, ④, ⑥, ⑦, ⑧</u>	
商用目的又は医療目的でかつ、緊急やむを得ない事情がある場合	<u>航行の予定期日の24時間前まで</u> 通達通達「平成28年10月26日付国空事第4191号」	上記に同じ <u>【参照】事例⑤</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員以上が搭乗していることが条件(商用目的)。</li> <li>・やむを得ない事情が発生したと認められない場合もあり。</li> </ul>



## II-5 有償運送(OWNユースチャーター)

### (2) 申請に必要な書類及び記載事項 (急患搬送)

必要書類 (添付書類含む)	記載事項	留意事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書</li> <li>以下, 添付書類(原本の写し)</li> <li>・ チャーター契約書</li> <li>・ 事業許可書</li> <li>・ 航空機の登録証明書</li> <li>・ 航空機の耐空証明書</li> <li>・ 航空機の騒音証明書</li> <li>・ 航空機の保険証明書</li> <li>・ TCAS 装備状況</li> <li>・ 運航に関する仕様書 (必要に応じて)</li> <li>・ 乗員資格証明書</li> <li>・ 航空身体検査証明書</li> <li>・ MEDICAL REPORT</li> <li>・ NOTICE OF CONSISTENCY (必要に応じて)</li> <li>・ 申請委任状</li> <li>・ その他 (必要に応じて)</li> </ul> <p>※国際航行による有償運送とあわせて, 本邦内の各地間における有償の運送も行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ チャーター契約書等において, 運送の全行程, 運賃, 全搭乗者名 (役職等を含む) 及び各搭乗者の運送区間並びに航空機の国籍記号及び登録記号を明示する。</li> </ul>	<p>申請書には, 航空法施行規則第234条の2に規定されている項目を記載。 記載方法については, サンプル様式_06 (及び※07) を参照。</p> <p>※サンプル様式_07 一定の要件の下で国内移動をする場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 添付書類についてはチェックリストを使用するなどし, 確実に提出すること。</li> <li>・ 添付書類の証明箇所到下線を引くなど, 適切な書類であることを示すよう努めること。</li> </ul>

## II-5 有償運送(オウンユースチャーター)

### (2) 申請に必要な書類及び記載事項 (急患搬送以外)

必要書類 (添付書類含む)	記載事項	留意事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書</li> <li>・ 「航空機落下物による被害の救済に関する協定書」の取り決めについての同意確認書*</li> </ul> 以下, 添付書類(原本の写し) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ チャーター契約書</li> <li>・ 事業許可書</li> <li>・ 航空機の登録証明書</li> <li>・ 航空機の耐空証明書</li> <li>・ 航空機の騒音証明書</li> <li>・ 航空機の保険証明書</li> <li>・ TCAS 装備状況</li> <li>・ 運航に関する仕様書 (必要に応じて)</li> <li>・ 乗員資格証明書</li> <li>・ 航空身体検査証明書</li> <li>・ NOTICE OF CONSISTENCY (必要に応じて)</li> <li>・ 申請委任状</li> <li>・ その他 (必要に応じて)</li> </ul> <p>※国際航行による有償運送とあわせて, 本邦内の各地間における有償の運送も行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ チャーター契約書等において, 運送の全行程, 運賃, 全搭乗者名(役職等を含む)及び各搭乗者の運送区間並びに航空機の国籍記号及び登録記号を明示する。</li> </ul>	<p>申請書には, 航空法施行規則第234条の2に規定されている項目を記載。</p> <p>その他国土交通大臣が必要と認める事項として, ①航空機落下物防止対策及び, ②航空機落下物被害者救済の内容について記載。*</p> <p>記載方法については, サンプル様式_06及び, 07を参照。</p> <p>※サンプル様式_07 一定の要件の下で国内移動をする場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 添付書類についてはチェックリストを使用するなどし, 確実に提出すること。</li> <li>・ 添付書類の証明箇所の下線を引くなど, 適切な書類であることを示すよう努めること。</li> </ul>

\* 落下物に関する申請書への記載や必要書類については次以降のシート参照

**航空機落下物防止対策について、以下の内容を申請書に記載すること**

## 航空機落下物防止対策の内容

下記の措置を講じていることを誓約する。

- A) 飛行規程及び製造者の定めるメンテナンス・マニュアル等に従って項目を定めた日常点検を飛行前及び飛行後に確実に実施する。
- B) 製造者の定めるメンテナンス・マニュアル等に従って定時点検を確実に実施する。
- C) 部品等の脱落の防止に有効と考えられる次の対策を実施する。
  - (ア) 給排水作業実施時における給排水パイプ内の残留水の水切りについて、整備関係者及びサービス委託業者に注意喚起し、その徹底を図ること。また、作業実施後には給排水パネルが適切に閉扉されていることを確認する。
  - (イ) 給排水系統の漏洩及び機能について定期的に点検を行うこと。特に、着氷の恐れのある胴体部位のドレイン・バルブについては定期的にクリーニングを実施する。
  - (ウ) 貨物搭載時等において、貨物の上面に溜まった雨水や積雪等を除去すること。また、貨物室ドア及び貨物室内に水等が溜まっていないことを確認する。
  - (エ) 部品等の脱落の防止に有効な対策と考えられる技術的資料(サービス・ブレティン等)については、積極的にこれを採用するよう努める。
  - (オ) 前項に規定する技術的資料のほか、発動機のケースを破片が貫通し、又は発動機の内部において大規模な破損が生じるような発動機の破損については、破損した部品が脱落し地上又は水上の人又は物件の安全が損なわれるおそれがあるため、部品等脱落防止措置を要するものとして発動機に関する技術的資料を採用するよう努める。

- 平成31年3月15日以降の申請から、毎回の申請で記載が必要。
- 別添誓約書としての提出も可能。その場合は、毎回の申請で押印又はサインされた原本の提出が必要。

## II-5 有償運送(OWNユースチャーター)

航空機落下物被害者救済ついて、**以下の内容を申請書に記載**するとともに「航空機落下物による被害の救済に関する協定書」の取り決めについての**同意確認書を提出**すること。

### 申請書への記載

航空機落下物被害者救済の内容

〇〇〇年〇月〇日付, 同意確認書のとおり

### 同意確認書 様式

「航空機落下物による被害の救済に関する協定書」の取決めについて同意することを確認する。

この確認書への署名は、各々の法人又は団体からの正当な委任を受けて行うことを確認する。  
また、この確認書の正本は、便宜上、国土交通省航空局において保管されることを確認する。

年 月 日

(署名) / (法人名) / (職名)

- 平成31年3月15日以降の申請から、申請書への記載は毎回必要。
- 同意確認書は平成31年3月15日以降、初回の申請では原本の提出が必須。**2回目以降の申請においては、省略可能**。(事業廃止等による脱退が無い限り、有効)

## 航空機落下物による被害の救済に関する協定書（抜粋）

この協定書に署名する者は、平成31年3月30日以降において日本国内に存する空港における離着陸に伴い、航空機部品の脱落、氷塊の落下その他の航行中の航空機から物体の落下が発生した場合において、人の生命若しくは身体又は財産に損害（以下「航空機落下物損害」という。）が生じた際に、その損害の補償に要する費用の負担に関し、下記取決めについて同意することを確認する。

1. 航空機落下物損害を生じさせた航空機（以下「原因航空機」という。）を一に特定できず、当該損害に対する補償の責任を有すべき者を特定できない場合において、国土交通省地方航空局に設置される航空機落下物確認委員会が、原因航空機として推定可能な航空機（以下「認定航空機」という。）を決定したときは、認定航空機の使用者は、当該損害の補償に要する費用のうち、認定航空機の数に応じて按分して得た額を負担するものとする。
2. 航空機落下物確認委員会による認定航空機の決定は、1. に記載する負担に関し、強制力を有する。

この協定書への署名等は、各々の法人又は団体からの正当な委任を受けて行うことを確認する。また、この協定書の正本は、便宜上、国土交通省航空局において保管されることを確認する。

## 申請書添付書類の取扱等 (R1. 8. 1~)

### 添付書類の取扱について

- 運航者, 機材, 乗員等に関する書類について, 一度提出された書類が有効である限り, 再度の提出は不要です。
  - 何らかの有効期限が付されている場合, その期限まで再提出不要
  - 期限が無い場合, 変更・更新等されるまで再提出不要
- 期限内であっても, 内容を変更・更新している場合は, 最新版を改めて提出して下さい。

### 申請書への記載について

(サンプル様式\_06, 06-2, 07を参照)

- 申請書の記載について「事前提出のとおり」とだけ記載することは不可です。
- 使用機材・乗員等を明記することは必要ですが, 予備機材・乗員等含め, 「下記のとおり」又は「別添のとおり」とすることは可です。
- また, 証明書類等提出済みであることが分かるよう, (提出済)などの記載をお願いします。

### 許可の取扱

- 申請書に記載されている機材・乗員間での変更は許可の範囲内とします。
- なお, 予備機材, 乗員の数に上限は設定しません。

### 事前の提出等

- 申請する可能性のある機材・乗員等について, 事前の提出を受け付けます。
- 詳細は申請問合せ先までお問い合わせ下さい。

**【事例①】 外国から出発して日本に到着する航空機(商用目的, 医療目的)**

ETD 22:00(Z) 16/2/5


**◎申請期限の考え方**

法令により申請期限は航行の予定期日の3日前となっている。

この場合、出発地である外国Aの日時を日本時間に置き換えると2月6日となるため、申請期限は2月3日となる。

**【事例②】 日本から出発して外国に到着する航空機(商用目的, 医療目的)**

ETD 01:00(Z) 16/2/12

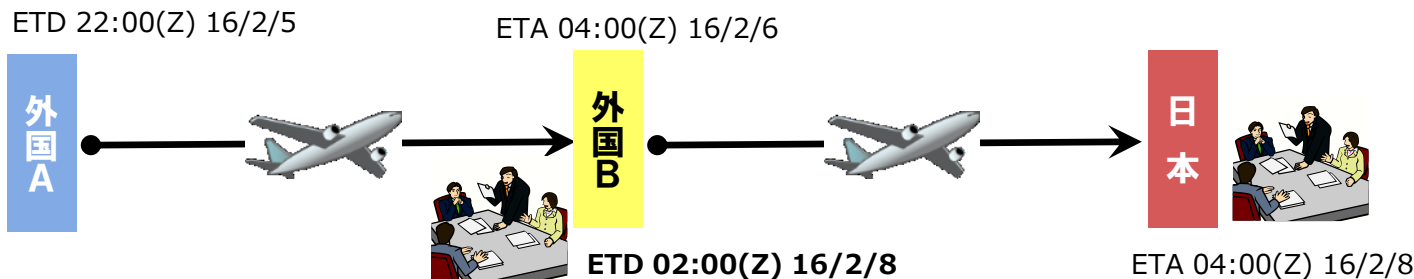

**◎申請期限の考え方**

法令により申請期限は航行の予定期日の3日前となっている。

この場合、日本の出発日時を日本時間に置き換えると2月12日となるため、申請期限は2月9日となる。



## 【事例③】 外国Aを出発し、外国Bを経由して日本に到着する場合(商用目的, 医療目的)



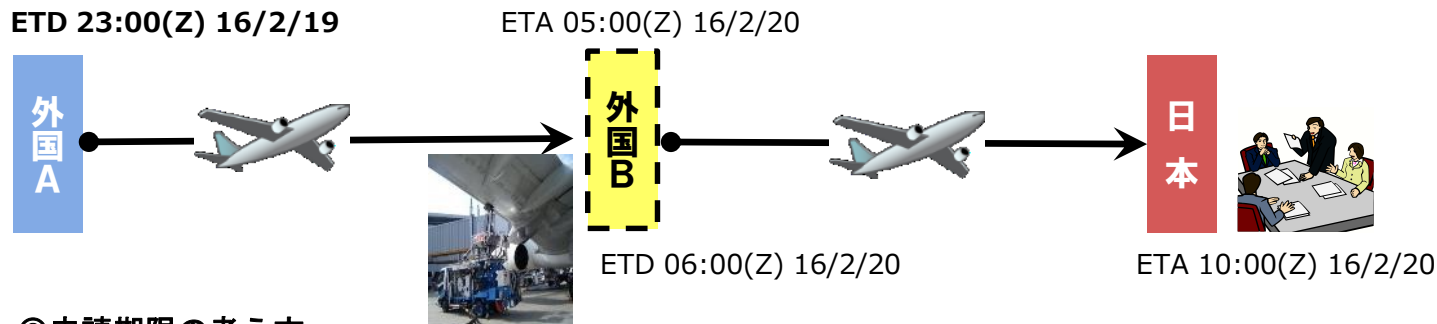
### ◎申請期限の考え方

法令により申請期限は航行の予定期日の3日前となっている。

この場合、庸機者は「外国B」も商用目的であるため、「外国B」を起点とする。

よって、「外国B」の出発日時を日本時間に置き換えると2月8日となるため、申請期限は2月5日となる。

## 【事例④】 外国Aを出発し、外国Bを経由(技術着陸)して日本に到着する場合(商用目的, 医療目的)



### ◎申請期限の考え方

法令により申請期限は航行の予定期日の3日前となっている。

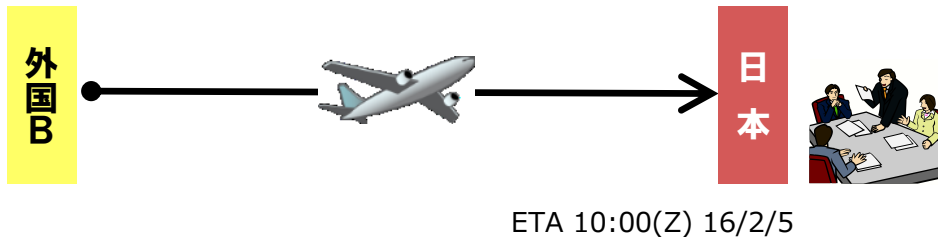
この場合、「外国B」では燃料給油等による技術着陸のみであり、航行の出発地(起点)は「外国A」となる。

よって、「外国A」の出発日時を日本時間に置き換えると2月20日となるため、申請期限は2月17日となる。



## 【事例⑤】 緊急で外国から出発して日本に到着する航空機(商用目的, 医療目的)

ETD 06:00(Z) 16/2/5



## ◎申請期限の考え方

通達により申請期限は**航行の予定期日**の24時間前となっている。

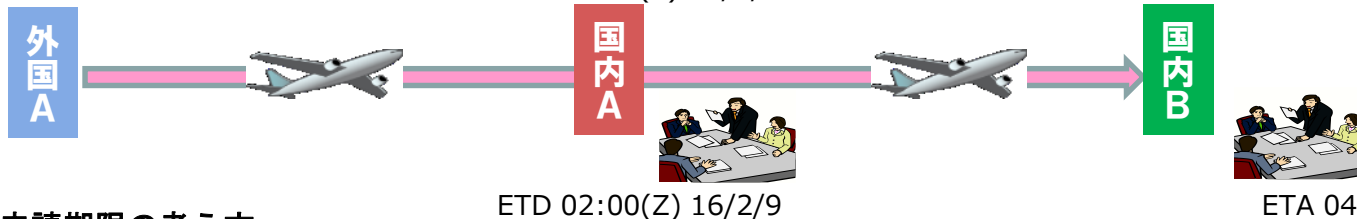
この場合、外国Bの出発日時を日本時間に置き換えると2月5日15:00となるため、申請期限は2月4日15:00となる。

## II-5 有償運送(オウンユースチャーター)

### 【事例⑥】 外国から出発し、一定の要件(※)の下での国内移動をする場合(商用目的, 医療目的)

ETD 22:00(Z) 16/2/5

ETA 04:00(Z) 16/2/6



カボタージュに留意

#### ◎申請期限の考え方

法令により申請期限は航行の予定期日の3日前となっている。

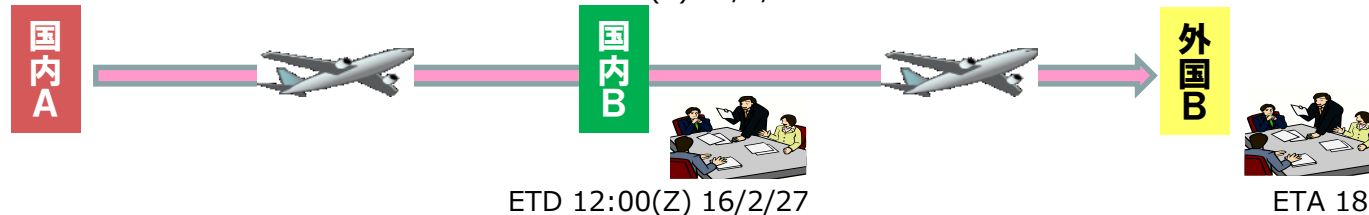
この場合、1番目の商用目的地である「国内A」に向けての出発地である「外国A」を起点とする。

よって、「外国A」の出発日時を日本時間に置き換えると2月6日となるため、申請期限は2月3日となる。

### 【事例⑦】 一定の要件(※)の下で国内移動をし、外国に出発する場合(商用目的, 医療目的)

ETD 01:00(Z) 16/2/25

ETA 02:00(Z) 16/2/25



カボタージュに留意

#### ◎申請期限の考え方

法令により申請期限は航行の予定期日の3日前となっている。

この場合、1番目の商用目的地である「国内B」に向けての出発地である「国内A」を起点とする。

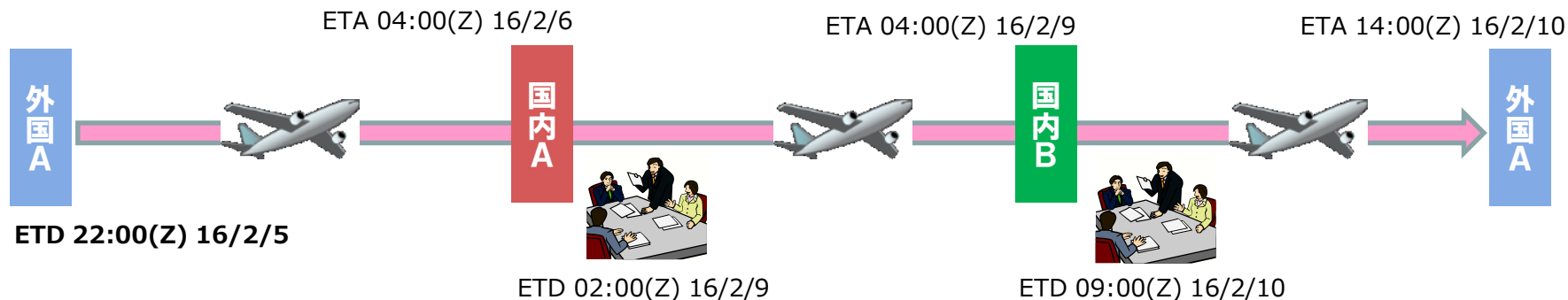
よって、「国内A」の出発日時を日本時間に置き換えると2月25日となるため、申請期限は2月22日となる。

※同一の使用機材及び同一の搭乗者に限定、国際運航と一連の航行として契約（国内移動のみの契約となっていない）等となっていること。また、国内区間のみの搭乗は認められないので注意すること。

「外国A」から搭乗した者の一部が、「国内A」で降機すること又は、

「国内B」から「外国B」に向けて、新たな者が搭乗することを妨げない。

全搭乗者のリスト（役員以上は役職名も）を作成するとともに各搭乗者の搭乗区間を記載する。

**【事例⑧】 外国から出発し、一定の要件(※)の下での国内移動をし外国に出発場合(商用目的, 医療目的)**

**◎申請期限の考え方**

法令により申請期限は航行の予定期日の3日前となっている。

この場合、1番目の商用目的地である「国内A」に向けての出発地である「外国A」を起点とする。

よって、「外国A」の出発日時を日本時間に置き換えると2月6日となるため、申請期限は2月3日となる。

**※同一の使用機材及び同一の搭乗者に限定、国際運航と一連の航行として契約（国内移動のみの契約となっていない）等となっていること。**

**また、国内区間のみの搭乗は認められないので注意すること。**

**「外国A」から搭乗した者の一部が、「国内A」で降機することを妨げない。**

**全搭乗者のリスト（役員以上は役職名も）を作成するとともに各搭乗者の搭乗区間を記載する。**

**カボタージュに留意すること**

申請番号：XXA-001  
 令和〇年 9月 4日

国土交通大臣殿

 申請者：ABC AVIATION LTD  
 XXX, XXXX, U.S.A  
 代表者：XXXXX XXXXXX  
 申請代理人：XXXX アビエーション株式会社  
 代表取締役社長 OO OO

### 外国航空機の有償運送許可申請書

標記について、航空法第130条の2及び同法施行規則第234条の2の規定に基づき、下記のとおり申請致します。

#### 記

1. 氏名及び住所並びに国籍  
 氏名：ABC AVIATION LTD  
 住所：XXXXXXXX, XXXXXXXXXXX,  
 国籍：U.S.A.

2. 航空機の国籍、型式、登録記号及び航空機の無線局の呼出符号
3. 下記のいずれか1機

国籍：U.S.A.

呼出符号：ABC9123 / ABC123

型式	G150	G150	ASTR	ASTR	ASTR
登録記号	N123A	N234A	N345A	N456A	N567A

**N123A, N234A, N345A は関連書類事前提出済み**

4. 機長の氏名並びに航空機乗務員の氏名及び資格

機長：XXXX XXXXX / U.S.A / ATP 2345678

副操縦士：XXXXX XXXX / U.S.A / CPL 2323232

※関連書類は全員分提出済み

5. 当該運送を必要とする理由  
 救急患者搬送の為

6. 有償で運送しようとする旅客の氏名、国籍及び用機者名

患者：XXXX XXXXX / U.S.A / XX 歳 / 男性

病状等：患者は旅行で日本滞在中・・・により、入院・治療をしていましたが、一度状態が安定したところでXXXXに帰国し、治療を進めることになりました。帰国に際しては・・・の理由により定期便の利用は難しく、また・・・のため患者輸送専用機材を使用することになりました。

搬送元病院：XXXXX

付き添い：1名（患者の家族）

メイクアップクルー：3名

用機者：XYZ INTERNATIONAL

住所：△△△□□□ U.S.A

7. 旅客又は貨物の運賃又は料金の種別及び額  
 運航区間 : MUMBAI - HONG KONG - KANSAI - ANCHORAGE - SEATTLE  
 運送区間 : KANSAI - ANCHORAGE - SEATTLE  
 チャーター料金 : USD \*\*\*.000.-

8. 航行の経路、有償で旅客又は貨物を運送しようとする区間及び航行の日時

<u>ABC9123</u>	
ETD MUMBAI, INDO	(VABB) 04 SEP / 1730Z
ETA HONG KONG, CHINA	(VHHH) 04 SEP / 2300Z
ETD HONG KONG, CHINA	(VHHH) 05 SEP / 1100Z
ETA KANSAI, JAPAN	(RJBB) 05 SEP / 1345Z (05 SEP / 2245(1))
<u>ABC123</u>	
ETD KANSAI, JAPAN	(RJBB) 06 SEP / 1000Z (06 SEP / 1900(1))
ETA ANCHORAGE, USA	(PANQ) 07 SEP / 0100Z
ETD ANCHORAGE, USA	(PANQ) 07 SEP / 0200Z
ETA SEATTLE, USA	(KSEA) 07 SEP / 0500Z

**予備期間 : 十24時間**

※VABB-VHHH間は乗員のみフライト

VHHH-RJBB間は乗員及びメデイクアルクルーのみフライト

ANCHORAGE はテクニカルランディング (給油)

9. 支援整備及び地上支援会社等

関西国際空港 : XXXアビエーション株式会社

10. 本邦内に事務所又は代理人を置いている場合はその氏名及び住所

代理人 : XXXXアビエーション株式会社 担当者 : OO OO

TEL 03-XXXX-XXXX FAX 03-XXXX-XXXX

添付書類 (有効期限内であることが確認できること)

- ①チャーター契約書 (オウンスユースであることが確認できること)
- ②使用航空機の登録証明書 (未提出分のみ)
- ③使用航空機の耐空証明書 (未提出分のみ)
- ④使用航空機の騒音証明書 (未提出分のみ)
- ⑤使用航空機の保険証明書 (未提出分のみ)
- ⑥ー1 航空機事業許可証 (提出済み)
- ⑥ー2 運航に関する仕様書 (提出済み) (必要に応じて)
- ⑦乗員資格証明書、航空英語能力証明書及び乗員身体検査証明書 (1種) (提出済み)
- ⑧申請委任状 (運航者(本来申請者)から代理申請者に対するもの)
- ⑨T C A S証明書 (提出済み)
- ⑩NOTICE OF CONSISTENCY (必要に応じて)
- ⑪MEDICAL REPORT

※上記は添付した書類の項目であるため、添付の必要が無い場合は項目を削除して申請すること。

以上

## 外国航空機の有償運送許可申請の概要

航空会社名	ABC AVIATION LTD / USA		
航空機の国籍	U.S.A		
航空機の型式、登録記号	下記のいずれか1機 G150 G150 ASTR ASTR ASTR N123A N234A N345A N456A N567A		
当該運送を必要とする理由	チャーター形態	✓オウンユース フライニテイクチャーター ITC フォワーダーチャーター	
貨物・旅客便	用機者名	XYZ INTERNATIONAL	
	運送しようとする人数	人数	貨物名
または貨物名・貨物量	05	00	00
運賃	USD ***,000.-		

## 航行の経路及び便名・時間

ABC9123			
ETD	MUMBAI, INDO	(VABB)	04 SEP / 1730Z
ETA	HONG KONG, CHINA	(VHHH)	04 SEP / 2300Z
ETD	HONG KONG, CHINA	(VHHH)	05 SEP / 1100Z
ETA	KANSAI, JAPAN	(RJBB)	05 SEP / 1345Z (05 SEP / 2245 (1))
ABC123			
ETD	KANSAI, JAPAN	(RJBB)	06 SEP / 1000Z (06 SEP / 1900 (1))
ETA	ANCHORAGE, USA	(PANC)	07 SEP / 0100Z
ETD	ANCHORAGE, USA	(PANC)	07 SEP / 0200Z
ETA	SEATTLE, USA	(KSEA)	07 SEP / 0500Z

予備期間：+24 時間

ハンドリング・エージェント	関西国際空港：XXアビエーション株式会社		
関係事務所との調整	調整中	関西空港事務所（9月4日）	
	調整済		
※国際航空課記入欄	許可年月日 許可番号	令和 年 月 日 国空国第	防衛省



サンプル様式\_06-2

申請番号：XXA-001

日付：令和〇年9月3日

国土交通大臣殿

申請者：ABC AVIATION LTD  
 XXX, XXXX, U.S.A  
 代表者：XXXXX XXXXXX  
 申請代理人：XXXX アビエーション株式会社  
 代表取締役社長 ○○ ○○

### 外国航空機の有償運送許可申請書

標記について、航空法第130条の2及び同法施行規則第234条の2の規定に基づき、下記のとおり申請致します。

#### 記

1. 氏名及び住所並びに国籍  
 氏名：ABC AVIATION LTD  
 住所：XXXXXXXX, XXXXXXXXXX,  
 国籍：U.S.A.
2. 航空機の国籍、型式、登録記号及び航空機の無線局の呼出符号  
**別紙のいずれか1機**
3. 機長の氏名並びに航空機乗務員の氏名及び資格  
**別紙のいずれか2名又は3名**
4. 当該運送を必要とする理由  
 商用の為  
※緊急申請の場合、詳細理由（3日前を切った理由含む）を記載すること。  
例）9月5日の東京における商談案件が、本日9月3日急遽発生したため 等
5. 有償で運送しようとする旅客の氏名、国籍及び用機者名  
 搭乗者：XXXX XXXX / U.S.A / CEO OF XYZ CO LTD      他4名  
 用機者：XYZ CO LTD  
 住所：△△△ □□□ U.S.A
6. 旅客又は貨物の運賃又は料金の種別及び額  
 運航区間：MUMBAI - HONG KONG - BEIJING - HANEDA - HONG KONG  
 有償区間：MUMBAI - HONG KONG - BEIJING - HANEDA - HONG KONG  
 チャーター料金：USD \*\*\*,000.-
7. 航行の経路、有償で旅客又は貨物を運送しようとする区間及び航行の日時  
※北京 (BEIJING) が乗員休息や技術着陸目的であった場合、香港出発日時を申請期限の

起点とする。その場合、9月4日が申請期限となる。

**** ライフ区間 ****	
ETD MUMBAI, INDO	(VABB) 06 SEP / 1730Z
ETA HONG KONG, CHINA	(VHHH) 06 SEP / 2300Z
ETD HONG KONG, CHINA	(VHHH) 07 SEP / 1100Z
ETA BEIJING, CHINA	(ZBAA) 07 SEP / 1345Z
ETD BEIJING, CHINA	(ZBAA) 08 SEP / 1000Z
ETA HANEDA, JAPAN	(RJTT) 08 SEP / 1305Z (08 SEP / 2205 (1))
ETD HANEDA, JAPAN	(RJTT) 10 SEP / 1230Z (10 SEP / 2130 (1))
ETA HONG KONG, CHINA	(VHHH) 10 SEP / 1730Z

**予備期間：＋72時間**

※72時間を超える予備期間を設定する場合、理由を具体的に記載すること

例) 予備期間：9月15日まで

理由：東京における日程調整中の商用があり、滞在を延長する見込みがあるため

8. 支援整備及び地上支援会社等  
東京国際空港：XXアビエーション株式会社 羽田事務所

9. 本邦内に事務所又は代理人を置いている場合はその氏名及び住所  
代理人：XXXXアビエーション株式会社 担当者：〇〇 〇〇  
TEL 03-XXXX-XXXX FAX 03-XXXX-XXXX

10. その他

(1) 航空機落下物防止対策の内容

下記の措置を講じていることを誓約する。

- A) 飛行規程及び製造者の定めるメンテナンス・マニュアル等に従って項目を定めたる日常点検を飛行前及び飛行後に確実に実施する。
- B) 製造者の定めるメンテナンス・マニュアル等に従って定時点検を確実に実施する。
- C) 部品等の脱落の防止に有効と考えられる次の対策を実施する。
- (ア) 給排水作業実施時における給排水パイプ内の残留水の水切りについて、整備関係者及びサービスマンに注意喚起し、その徹底を図ること。また、作業実施後には給排水パネルが適切に閉扉されていることを確認する。
- (イ) 給排水系統の漏洩及び機能について定期的な点検を行うこと。特に、着水の恐れのある胴体部位のドレインバルブについては定期的なクリーニングを実施する。
- (ウ) 貨物搭載時等において、貨物の上面に溜まった雨水や積雪等を除去すること。また、貨物室ドア及び貨物室内に水等が溜まっていることを確認する。
- (エ) 部品等の脱落の防止に有効な対策と考えられる技術的資料（サービスマン・マニュアル等）については、積極的にこれを採用するよう努める。
- (オ) 前項に規定する技術的資料のほか、発動機のケースを破片が貫通し、又は発動機の内部において大規模な破損が生じるような発動機の破損については、破損した部品が脱落し地上又は水上の人又は物件の安全が損なわれるおそれがあるため、部品等脱落防止措置を要するものとして発動機に関する技術的資料を採用するよう努める。



(2) 航空機落下物被害者救済の内容  
 (初回) 別添のとおり  
 (2回目以降) ○○年○月○日付 同意確認書のとおり

添付書類 (有効期限内であることが確認できること)

- ①チャーター契約書 (オウンユースであることが確認できること)
- ②使用航空機の登録証明書 (未提出分, 更新分のみ)
- ③使用航空機の耐空証明書 (未提出分のみ)
- ④使用航空機の騒音証明書 (未提出分のみ)
- ⑤使用航空機の保険証明書 (未提出分のみ)
- ⑥ー1 航空機事業許可証 (提出済み)
- ⑥ー2 運航に関する仕様書 (必要に応じて)
- ⑦乗員資格証明書、航空英語能力証明書及び乗員身体検査証明書 (1種) (未提出分, 更新分のみ)
- ⑧申請委任状 (運航者(本来申請者)から代理申請者に対するもの) (提出済み)
- ⑨ T C A S 証明書 (未提出分のみ)
- ⑩NOTICE OF CONSISTENCY (必要に応じて)
- ⑪「航空機落下物による被害の救済に関する協定書」の取決めについての同意確認書 (必要に応じて)

※上記は添付した書類の項目であるため、添付の必要が無い場合は項目を削除して申請すること。

以上

サンプル様式\_06-2

## 外国航空機の有償運送許可申請の概要

航空会社名	ABC AVIATION LTD / USA		
航空機の国籍, 型式, 登録記号, 呼出符号	別紙のうち, いずれか1機		
当該運送を必要とする理由	チャーター形態	<input checked="" type="checkbox"/> オウンユース <input type="checkbox"/> フライニターチャーター <input type="checkbox"/> ITC <input type="checkbox"/> フォローダーチャーター	
貨物・旅客便	用機者名	XYZ CO LTD	
	人数	貨物名	量
運送しようとする人数	人	05	
または貨物名・貨物量		00	00
運賃	USD ***, 000. -		

## 航行の経路・時間

\*\*\*\* ライブ区間 \*\*\*\*

ETD MUMBAI, INDO	(VABB)	06 SEP / 1730Z
ETA HONG KONG, CHINA	(VHHH)	06 SEP / 2300Z
ETD HONG KONG, CHINA	(VHHH)	07 SEP / 1100Z
ETA BEIJING, CHINA	(ZBAA)	07 SEP / 1345Z
ETD BEIJING, CHINA	(ZBAA)	08 SEP / 1000Z
ETA HANEDA, JAPAN	(RJTT)	08 SEP / 1305Z (08 SEP / 2205 (1))
ETD HANEDA, JAPAN	(RJTT)	10 SEP / 1230Z (10 SEP / 2130 (1))
ETA HONG KONG, CHINA	(VHHH)	10 SEP / 1730Z

予備期間：+72 時間

ハンドリング・エージェント	東京国際空港 : XXアビエーション株式会社 羽田事務所		
関係事務所との調整	調整中 調整済	東京空港事務所 (9月1日)	
※国際航空課記入欄	許可年月日 許可番号	令和 年 月 日 国空字第	防衛省

サンプル様式\_06-2

 別紙  
 使用予定航空機

国籍	型式	登録記号	呼出符号	関連書類
U. S. A	GLF5	N1234	N1234	更新(登録証明) 提出済み
U. S. A	GLF5	N2345	N2345	提出済み
U. S. A	GLF6	N2468	N2468	提出済み
U. S. A	GLF4	N9876	N9876	提出済み
U. S. A	FATX	N4567A	N4567A	添付のとおり
U. S. A	FATX	N1357A	N1357A	添付のとおり
U. S. A	GL60	F1243C	F1243C	提出済み

## 機長並びに航空機乗務員

氏名	資格(発行国・地域, 種類, 証明書番号)			関連書類
XXXX XXXXX	U. S. A	ATPL	456789	提出済み
XXXX XXXXX	U. S. A	ATPL	345678	提出済み
XXXX XXXXX	U. S. A	CPL	234567	提出済み
XXXX XXXXX	U. S. A	ATPL	246813	提出済み
XXXX XXXXX	U. S. A	CPL	468135	提出済み
XXXX XXXXX	U. S. A	CPL	681357	添付のとおり
XXXX XXXXX	U. S. A	ATPL	813579	更新(身体検査) 添付のとおり
XXXX XXXXX	U. S. A	CPL	876543	添付のとおり
XXXX XXXXX	U. S. A	ATPL	543219	更新(身体検査) 添付のとおり
XXXX XXXXX	U. S. A	CPL	846297	添付のとおり

サンプル様式\_07

申請番号：XXA-001  
令和〇年 9月 3日

国土交通大臣殿

申請者：ABC AVIATION LTD  
XXX, XXXX, U.S.A  
代表者：XXXXX XXXXX  
申請代理人：XXXX アビエーション株式会社  
代表取締役社長 ○○ ○○外国航空機の有償運送許可申請書

標記について、航空法第130条の2及び同法施行規則第234条の2の規定に基づき、下記のとおり申請致します。

## 記

1. 氏名及び住所並びに国籍  
氏名：ABC AVIATION LTD  
住所：XXXXXXXX, XXXXXXXXX,  
国 籍：U.S.A.

2. 航空機の国籍、型式、登録記号及び航空機の無線局の呼出符号  
別紙のいずれか1機

3. 機長の氏名並びに航空機乗務員の氏名及び資格  
別紙のいずれか2名又は3名

4. 当該運送を必要とする理由  
商用の為

※緊急申請の場合、詳細理由(3日前を切った理由を含め)を記載すること。  
例) 4月8日に東京で商談をすることが、本日4月6日に発生したため等

5. 有償で運送しようとする全旅客の氏名(役職等含む)、各搭乗者の搭乗区間、国籍及び用機者名  
搭乗者：XXXX XXXXX / U.S.A / CEO OF XYZ CO LTD 他6名  
用機者：XYZ CO LTD  
住所：△△△□□□ U.S.A

6. 旅客又は貨物の運賃又は料金の種別及び額  
運航区間：TETERBORO - ANCHORAGE - (ADAK) - HANEDA - NAHA - HONG KONG - MUMBAI  
有償区間：TETERBORO - ANCHORAGE - (ADAK) - HANEDA - NAHA - HONG KONG - MUMBAI  
チャーター料金：USD \*\*\*,000.-

7. 航行の経路、有償で旅客又は貨物を運送しようとする区間及び航行の日時  
※ADAKが技術着陸目的なので、アнкаレッジ出発日時を申請期限の  
起点とする。その場合、9月6日が申請期限となる。



\*\*\*\* ライフ区間 \*\*\*\*

ETD	TERBORO, USA	(KTEB)	06 SEP / 1730Z
ETA	ANCHORAGE, USA	(PANC)	06 SEP / 2330Z
ETD	ANCHORAGE, USA	(PANC)	08 SEP / 1800Z
ETA	ADAK, USA	(PADK)	08 SEP / 2100Z ※テケラン
ETD	ADAK, USA	(PADK)	08 SEP / 2200Z
ETA	HANEDA, JAPAN	(RJTT)	09 SEP / 0600Z (09 SEP / 1500(1))
ETD	HANEDA, JAPAN	(RJTT)	11 SEP / 0400Z (11 SEP / 1300(1))
ETA	NAHA, JAPAN	(ROAH)	11 SEP / 0655Z (11 SEP / 1555(1))
ETD	NAHA, JAPAN	(ROAH)	13 SEP / 0400Z (13 SEP / 1300(1))
ETA	HONG KONG, CHINA	(VHHH)	13 SEP / 0630Z
ETD	HONG KONG, CHINA	(VHHH)	15 SEP / 1815Z
ETA	MUMBAI, INDO	(VABB)	16 SEP / 0045Z

**予備期間：+72時間**

※72時間を超える予備期間を設定する場合、理由を具体的に記載すること

例) 予備期間：9月20日まで

理由：東京及び那覇における日程調整中の商用があり、滞在を延長する見込みがあるため

## 8. 支援整備及び地上支援会社等

東京国際空港：XXアビエーション株式会社 羽田事務所  
那覇空港：XXアビエーション株式会社 那覇事務所

9. 本邦内に事務所又は代理人を置いている場合はその氏名及び住所  
代理人：XXXXアビエーション株式会社 担当者：〇〇 〇〇  
TEL 03-XXXX-XXXX FAX 03-XXXX-XXXX

## 10. その他

## (1) 航空機落下物防止対策の内容

下記の措置を講じていることを誓約する。

- A) 飛行規程及び製造者の定めるメンテナンス・マニュアル等に従って項目を定めた日常点検を飛行前及び飛行後に確実に実施する。
- B) 製造者の定めるメンテナンス・マニュアル等に従って定時点検を確実に実施する。
- C) 部品等の脱落の防止に有効と考えられる次の対策を実施する。  
(ア) 給排水作業実施時における給排水パイプ内の残留水の水切りについて、整備関係者及びサービスマン等が適切に閉扉されていることを確認すること。また、作業実施後には給排水パネルが適切に閉扉されていることを確認すること。特に、着氷の恐れのある胴体部位のドレインバルブについては定期的にクリーニングを実施する。
- (イ) 貨物搭載時等において、貨物の上面に溜まった雨水や積雪等を除去すること。また、貨物室ドア及び貨物室内に水等が溜まっていることを確認する。
- (エ) 部品等の脱落の防止に有効な対策と考えられる技術的資料（サービスマニュアル等）については、積極的にこれを採用するよう努める。
- (オ) 前項に規定する技術的資料のほか、発動機のケースを破片が貫通し、又は発動機の内部において大規模な破損が生じるような発動機の破損については、破損した部品が脱落し地上又は水上の人又は物件の安全が損なわ

れるおそれがあるため、部品等脱着防止措置を要するものとして発動機に関する技術的資料を採用するよう努める。

- (2) 航空機落下物被害者救済の内容  
 (初回) 別添のとおり  
 (2回目以降) ○○年○月○日付 同意確認書のとおり

- 添付書類 (有効期限内であることが確認できること)
- ①チャーター契約書 (オウンユースであることが確認できること)
  - ②使用航空機の登録証明書 (未提出分, 更新分のみ)
  - ③使用航空機の耐空証明書 (未提出分のみ)
  - ④使用航空機の騒音証明書 (未提出分のみ)
  - ⑤使用航空機の保険証明書 (未提出分のみ)
  - ⑥-1 航空機事業許可証 (提出済み)
  - ⑥-2 運航に関する仕様書 (必要に応じて)
  - ⑦乗員資格証明書、航空英語能力証明書及び乗員身体検査証明書 (1種) (未提出分, 更新分のみ)
  - ⑧申請委任状 (運航者(本来申請者)から代理申請者に対するもの) (提出済み)
  - ⑨TCAS証明書 (未提出分のみ)
  - ⑩NOTICE OF CONSISTENCY (必要に応じて)
  - ⑪「航空機落下物による被害の救済に関する協定書」の取決めについての同意確認書 (必要に応じて)

※上記は添付した書類の項目であるため、添付の必要が無い場合は項目を削除して申請すること。

以上

**有償運送区間、使用機材及び搭乗者名簿**（申請番号：XXA-001）

有償運送区間：TETERBORO - ANCHORAGE - (ADAK) - HANEDA - NAHA - HONG KONG - MUMBAI

運送区間	使用航空機
A TETERBORO - ANCHORAGE	別紙のいずれか1機
B ANCHORAGE - (ADAK) - HANEDA	別紙のいずれか1機
C HANEDA - NAHA	B 運航の航空機
D NAHA - HONG KONG	B 及びC 運航の航空機
E HONG KONG - MUMBAI	別紙のいずれか1機

※契約としては国際から本邦国内まで一連のものであったとしても、航空機として本邦内各地間の有償輸送に終始するものは認められないことに留意すること。

搭乗者氏名	国籍	役職	搭乗区間
〇〇 〇〇	USA	最高経営責任者	A, B, C, D, E
〇〇 〇〇	USA	秘書	A, B, C, D, E
〇〇 〇〇	JAPAN	取締役専務	A, B, C
〇〇 〇〇	USA	社員	A, B, C
〇〇 〇〇	JAPAN	社員	B, C, D
〇〇 〇〇	USA	経営戦略部長	C, D, E
〇〇 〇〇	JAPAN	社員	D, E

## 外国航空機の有償運送許可申請の概要

航空会社名	ABC AVIATION LTD / USA		
航空機の国籍、型式登録記号、呼出符号	別紙のいずれか1機		
当該運送を必要とする理由	チャーター形態	✓オウンス フライニテ イター フォーター ーター	
貨物・旅客便	用機者名	XYZ CO LTD	
運送しようとする人数	人 数	貨 物 名	量
または貨物名・貨物量	07	00	00
運 賃	USD ***, 000. -		

## 航行の経路・時間

\*\*\*\* ライブ区間 \*\*\*\*

ETD TETERBORO, USA	(KTEB)	06 SEP / 1730Z
ETA ANCHORAGE, USA	(PANC)	06 SEP / 2330Z
ETD ANCHORAGE, USA	(PANC)	08 SEP / 1800Z
ETA ADAK, USA	(PADK)	08 SEP / 2100Z ※テケラン
ETD ADAK, USA	(PADK)	08 SEP / 2200Z ※テケラン
ETA HANEDA, JAPAN	(RJTT)	09 SEP / 0600Z (09 SEP / 1500 (1))
ETD HANEDA, JAPAN	(RJTT)	11 SEP / 0400Z (11 SEP / 1300 (1))
ETA NAHA, JAPAN	(ROAH)	11 SEP / 0655Z (11 SEP / 1555 (1))
ETD NAHA, JAPAN	(ROAH)	13 SEP / 0400Z (13 SEP / 1300 (1))
ETA HONG KONG, CHINA	(VHHH)	13 SEP / 0630Z
ETD HONG KONG, CHINA	(VHHH)	15 SEP / 1815Z
ETA MUMBAI, INDO	(VABB)	16 SEP / 0045Z

予備期間：+72時間

ハンドリング・エージェント	東京国際空港 那覇空港	： XXアビエーション株式会社 ： XXアビエーション株式会社	羽田事務所 那覇事務所
関係事務所との調整	調整中 調整済	東京空港事務所（9月1日） 那覇空港事務所（9月2日）	
※国際航空課記入欄	許可年月日 許可番号	令和 年 月 日 国空国第	防 衛 省



別紙

使用予定航空機

国籍	型式	登録記号	呼出符号	関連書類
U.S.A	GLF5	N1234	N1234	更新(登録証明) 提出済み
U.S.A	GLF5	N2345	N2345	提出済み
U.S.A	GLF6	N2468	N2468	提出済み
U.S.A	GLF4	N9876	N9876	提出済み
U.S.A	FA7X	N4567A	N4567A	添付のとおり
U.S.A	FA7X	N1357A	N1357A	添付のとおり
U.S.A	CL60	F1243C	F1243C	提出済み

機長並びに航空機乗務員

氏名	資格(発行国・地域、種類、証明書番号)	関連書類
XXXX XXXXX	U.S.A ATPL	提出済み
XXXX XXXXX	U.S.A ATPL	提出済み
XXXX XXXXX	U.S.A CPL	提出済み
XXXX XXXXX	U.S.A ATPL	提出済み
XXXX XXXXX	U.S.A CPL	提出済み
XXXX XXXXX	U.S.A CPL	添付のとおり
XXXX XXXXX	U.S.A CPL	更新(身体検査) 添付のとおり
XXXX XXXXX	U.S.A ATPL	更新(身体検査) 添付のとおり
XXXX XXXXX	U.S.A CPL	添付のとおり

外国航空機の有償運送許可申請(BJ機)の申請添付書類チェックリスト(Ver. 1)

添付書類	審査項目	通	否
①チャーター契約書 Charter Contract	1) 契約書にCARRIER(運航者)とCHARTERER(用機者)双方のサイン又は印が記されていること 契約書の提出が原則だが、必要事項が記載されれば写真等でも可。 見直し書の場合は少なくとも用機者のサイン又は印が記されていること。 2) CHARTERERは事業の用機者であること、用機者名が企業名となっている場合は、実際に搭乗する旅客名が記載されていること。また、用機者の代わりに仲介業者(事業許可証が発行されている事業者は認めない)がチャーター契約をしている場合は、本来の用機者から仲介業者への契約締結代理の委任状が必要。 3) 本契約に係る運送の全行程が記載されていること。 4) チャーター料金が記載されていること。 5) 使用航空機の型式及び登録記号が記載されていること。ただし、契約書において登録記号は後日決定する旨記載されている場合は、最低でも型式が記載されていること。 6) 本邦内各地間の旅客輸送がある場合には、全搭乗者を(乗員以上は役職事も記載する)及び各搭乗者の運送区間が記載されていること。		
②航空機の登録証明書 Certificate of Registration	1) 発行国、発行機関が、それぞれ、登録国、登録国の航空安全当局であること。 2) 国籍、登録記号及び航空機型式は、申請書の記載内容に合致すること。 3) 有効期限が付されている場合には、有効期限内であることが確認できる最新のものであること。		
③航空機の航空証明書 Certificate of Airworthiness	1) 発行国、発行機関が、それぞれ、航空機の登録国、登録国の航空安全当局であること。 2) 発行国が、登録国以外の国である場合、両国間に条約第83条の2に基づき協定が締結されていることを証明すること。 3) 国籍、登録記号及び航空機型式は、航空機登録証明書の記載内容に合致すること。 4) 有効期限が付されている場合は、有効期限内であることが確認できる最新のものであること。		
④航空機の騒音証明書 Documents attesting noise certification	※Chapter 3又は4に適合していない航空機である場合は、他の航空法の適用が必要になることがあるので、事前連絡すること。 1) 騒音基準適合証明書による場合 ア) 発行国、発行機関が、それぞれ、登録国、登録国の航空安全当局であること。 イ) 騒音基準適合証明書に、騒音レベル(6章1条の基準に適合していることを確認できること。(Chapter 3又は4に適合していることが確認できること。)) 2) 航空証明書による場合 ア) 騒音基準適合証明が、発行国の航空法規、航空安全当局の通知文書、その他文書により航空証明書に添付されていることが確認できること。 イ) 発行国が、登録国以外の国である場合、両国間に条約第83条の2に基づき協定が締結されていることを証明すること。		
⑤航空機の保険証明書 Certificate of Insurance	1) 運航者が被保険者となっていること。 2) 使用航空機に保険が適用されていることが確認できること。 3) 保険適用期間内であること。 4) 当該証明書に保険者のサイン又は印が記されていること。		

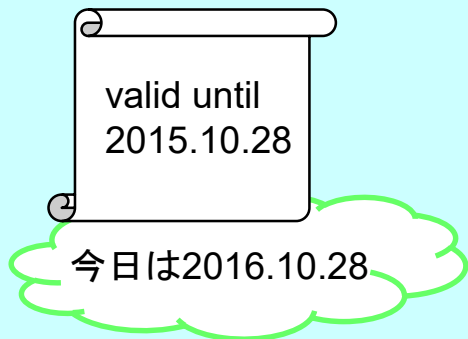
# II-5 有償運送(オウンユースチャーター)

外国航空機の有償運送許可申請(旧機)の申請添付書類チェックリスト(Ver. 1)

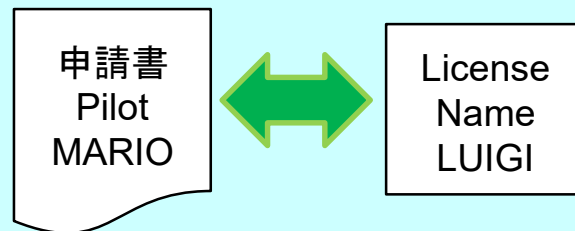
添付書類	審査項目	通	否
⑧-1 事業許可証 Air Operator Certificate (AOC)	1) 発行国、発行機関が、それぞれ、運航国、運航国の航空安全当局であること。		
	2) 有効期限が付されている場合には、有効期限内であることが確認できる最新のものであること。		
	3) 事業許可証に記載された運航者名は、当該運航者であること。		
	4) 商業航空を営むする旨が記載されていること。なお、事業許可証に記載のない場合には、「⑧-2 運航に関する仕様書」において記載されていること。		
	5) 航空安全当局の責任者等のサイン又は印が記されていること。		
⑧-2 運航に関する仕様書 Operators Specifications Issued by the State of Operator	1) 発行機関が事業許可証を発行した航空安全当局であること。		
	2) 事業許可証番号は、事業許可証に記載されたものと適合すること。		
	3) 航空機の型式は、申請書の記載内容に適合すること。		
	4) 運航の形態(旅客・貨物等)は、事業計画上の記載内容に適合すること。		
	5) 運航の地域は、事業計画上の記載内容に適合すること。		
	6) 航空安全当局の責任者等のサイン又は印が記されていること。		
⑦-1 乗員資格証明書 Flight Crew Licenses	1) 発行国、発行機関が、それぞれ、登録国、登録国の航空安全当局であること。		
	2) 発行国が登録国以外の国である場合、両国間に条約第33条の2に基づき協定が締結されていることを証明すること。		
	3) 当該運航に必要な資格(英語能力証明含む)及び型式限定であること。また、当該資格、型式限定は、有効期限内であることが確認できる最新のものであること。		
⑦-2 航空身体検査証明書 Flight Crew Medical Certificates	1) 発行国、発行機関が、それぞれ、登録国、登録国の航空安全当局であること。		
	2) 発行国が登録国以外の国である場合、両国間に条約第33条の2に基づき協定が締結されていることを証明すること。		
	3) 当該運航に必要な航空身体検査基準(1種=First Class)を満たしていること。また、有効期限内であることが確認できる最新のものであること。		
⑧ 申請委任状 A Letter of Attorney	1) 運航者から申請代理人に、国土交通省への申請行為を委任する内容が記載されていること。		
	2) 使用航空機の情報、運航計画などが記載されていること。		
	3) 申請者のサイン又は印が記されていること。		
⑨ TCASを備状況 Airborne Collision Avoidance System (ACAS)	1) 客席数が19又は最大離陸重量が5,700kgを超え、かつ、タービン発動機を装備した航空機の場合は、ACAS IIが装備されていること。		
	2) 上記1)に適合しない場合は、航空法第60条ただし書の許可を受けていること。		
⑩ NOTICE OF CONSENSENCY (米国の運航会社が米国二羽 田間を有償運送する場合のみ)	1) 申請書に記載されている米国の発着地と同一であること。		
	2) 申請書に記載されている航空機の型式、登録記号と同一であること。		
	3) 有効期限内であること。		
⑪ MEDICAL REPORT (急患輸送の場合のみ)	1) 搬送元の病室の医師等が作成したものであることが確認できること。		
	2) 患者の病状等が記載されており、定期便では搬送できない旨又は医療費適用の機材で医師等の同伴がなければ当該患者搬送ができないことが確認できること。		

# よくある書類の不備の例

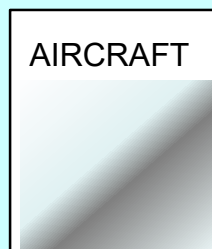
ライセンス, 耐空証明, 保険証明の有効期限が切れている。



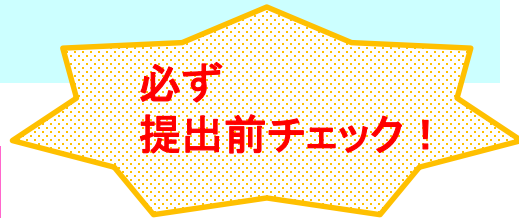
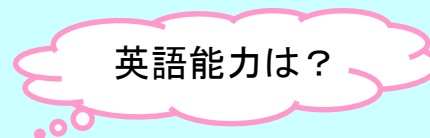
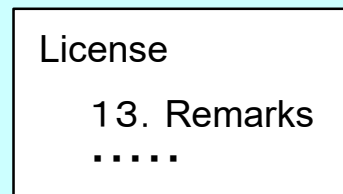
申請書の記載と添付書類が一致しない。  
申請書の記載と申請の概要の記載が一致しない。



書類が黒くなっていて字が見えない



英語能力を確認することが出来ない。



書類を正式に受理できない。  
許可手続きが進まない。  
緊急案件は最悪許可が間に合わない

## ビジネスジェットに係る規制の見直しについて

平成 28 年 10 月  
航 空 事 業 課

### 1. 各種許可に係る申請期間の見直し

#### ○措置内容

- (1) 外国航空機の指定外空港等における離着陸の許可申請（規則第 230 条の 2）について、燃料補給及び医療目的の運送の場合について、離着陸の予定期日の 10 日前までとされているところ、原則として 3 日前まで認める こととする。
- (2) 外国航空機の国内使用の許可申請（規則 231 条）について、商用目的で本邦に出入国する個人又は法人の役員のみを運送する場合に限り、使用開始予定期日の 24 時間前までとされているところ、法人の役員以外の社員を運送する場合についても、原則として 24 時間前まで認める こととする。
- (3) 外国航空機による有償運送の許可申請（規則第 234 条の 2）について、医療目的の運送の場合について、航行の予定期日の 10 日前までとされているところ、原則として 3 日前まで認める こととする。
- (4) 成田国際空港と東京国際空港の間を運航する外国航空機による空輸便に関する規則第 231 条に基づく申請について、使用開始予定期日の 3 日前までとされているところ、原則として 24 時間前まで認める こととする。

#### ○改正する通達

- ①（新規制定：（1）～（3）を措置）「航空法施行規則第 230 条の 2、第 231 条及び第 234 条の 2 の規定による申請に係る同規則第 235 条の 4 の運用について」
- ②（新規制定：（4）を措置）「成田国際空港と東京国際空港との間を運航する空輸便に関する航空法施行規則第 231 条の規定による申請に係る同規則第 235 条の 4 の運用について」
- ③（廃止：①に吸収）「商用目的で本邦に出入国する者の運送に係る航空法施行規則第 235 条の 4 の運用について」

### 2. スケジュール

10 月 26 日 公布  
10 月 28 日 施行



平成 28 年 10 月 26 日国空事第 4191 号 (制定)

航空法施行規則第 230 条の 2、第 231 条及び第 234 条の 2  
の規定に基づく申請に係る同規則第 235 条の 4 の運用について

国土交通省航空局航空ネットワーク部航空事業課長

航空法施行規則 (昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。) 第 230 条の 2 (法第 126 条第 5 項ただし書に定める外国航空機の指定外空港等における離着陸の許可に係る細則)、第 231 条 (法第 127 条ただし書に定める外国航空機の国内使用の許可に係る細則) 及び第 234 条の 2 (法第 130 条の 2 に定める外国航空機による有償運送の許可に係る細則) に基づく申請に係る規則第 235 条の 4 に規定された申請期間の特例について、以下のとおりとする。

1. 規則第 230 条の 2 に基づく申請について

(1) 医療目的で本邦に出入国する個人 (随行者を含む。) のみの運送のため、又は給油のため、国土交通大臣の指定する空港等以外の空港等において、着陸し、又は離陸する場合には、原則として、事情を考慮してやむを得ないと認められるものとして、規則第 235 条の 4 に規定された申請期間の特例に基づき、その着陸又は離陸の予定期日の 3 日前までに申請されたものについて有効なものとみなすこととする。ただし、個別の事情を考慮してやむを得ないと認められない場合にあってはこの限りでない。

(2) 商用目的で本邦に出入国する個人若しくは法人の役員 (これらの者に随行者を含む。) のみの運送のため、若しくは医療目的で本邦に出入国する個人 (随行者を含む。) のみの運送のため、又は給油のため、国土交通大臣の指定する空港等以外の空港等において、着陸し、又は離陸する場合であって、その着陸又は離陸の予定期日の 3 日前までに申請を行うことができないことがやむを得ないと認められるときは、規則第 235 条の 4 に規定された申請期間の特例に基づき、その着陸又は離陸の予定期日の 24 時間前までに申請されたものについて有効なものとみなすこととする。

(3) (2) にかかわらず、急患搬送のため、国土交通大臣の指定する空港等以外の空港等において、着陸し、又は離陸する場合であって、その着陸又は離陸の予定期日の 24 時間前までに申請を行うことができないときは、事実が分かり次第担当官への連絡を行うこと。



2. 規則第 231 条に基づく申請について

(1) 商用目的で本邦に出入国する個人若しくは法人の役員若しくは社員（これらの者に随行者を含む。）のみを運送する目的又は医療目的で本邦に出入国する個人（随行者を含む。）のみを運送する目的で使用する航空機に係る許可を申請する場合であつて、やむを得ないと認められるときは、規則第 235 条の 4 に規定された申請期間の特例に基づき、その航行の予定期日の 24 時間前までに申請されたものについて有効なものとみなすこととする。

(2) (1) にかかわらず、急患搬送の場合であつて、その航行の予定期日の 24 時間前までに申請を行うことができないときは、事案が分かり次第担当官への連絡を行うこと。

3. 規則第 234 条の 2 に基づく申請について

(1) 医療目的で本邦に出入国する個人（随行者を含む。）のみを運送する場合にあつては、原則として、事情を考慮してやむを得ないと認められるものとして、規則第 235 条の 4 に規定された申請期間の特例に基づき、その航行の予定期日の 3 日前までに申請されたものについて有効なものとみなすこととする。ただし、個別の事情を考慮してやむを得ないと認められない場合にあつてはこの限りでない。

(2) 商用目的で本邦に出入国する個人若しくは法人の役員（これらの者に随行者を含む。）のみを運送する場合又は医療目的で本邦に出入国する個人（随行者を含む。）のみを運送する場合であつて、やむを得ないと認められるときは、規則第 235 条の 4 に規定された申請期間の特例に基づき、その航行の予定期日の 24 時間前までに申請されたものについて有効なものとみなすこととする。

(3) (2) にかかわらず、急患搬送の場合であつて、その航行の予定期日の 24 時間前までに申請を行うことができないときは、事案が分かり次第担当官への連絡を行うこと。

4. 留意事項

(1) 規則第 235 条の 4 に基づき、規則第 230 条の 2、第 231 条又は第 234 条の 2（以下「規則第 230 条の 2 等」という。）に規定された期間の経過後に申請を行う場合にあつては、やむを得ないと認められる場合である旨及び規則第 230 条の 2 等に規定された期間内に申請を行うことができなかった理由について、所定の申請書に具体的に明記した上で、可及的速やかに所定の申請を行うこと。この場合、航行予定期日までの時間を勘案し、特に担当官署の休日においては、常識的な時間帯に担当官への連絡を行うこと。

(2) 事案によっては、やむを得ないと認められない場合があるため、予定期日に確実に運

航しようとする者は、規則第 230 条の 2 等に規定された期間内に申請を行うよう努めること。

(3) 申請の時点までに、使用空港におけるスロット等の調整及びC I Q官署との調整をしておくと。その際、いずれかの調整を開始した時点で、担当官に情報提供を行うこと。

(4) 規則第 235 条の 4 に基づき、規則第 230 条の 2 等に規定された期間の経過後に申請を行う場合にあつては、審査期間が特に短いところ、仮に申請書類に不足又は不備があり予定日までには補正されない場合には、許可されないことから、申請書類に不足又は不備がないか、特に入念に確認した上で申請を行うこと。

(5) 1. から 3. の他、緊急その他の場合であつてその事情を考慮してやむを得ないと考える場合であつて、規則第 230 条の 2 等に規定された期間内に申請を行うことができなるときは、事案が分かり次第担当官への連絡を行うこと。

(附則) (平成 28 年 10 月 26 日国空事第 4191 号)

(1) この通達は、平成 28 年 10 月 28 日以降の運航について適用する。

(2) 「商用目的で本邦に出入国する者の運送に係る航空法施行規則第 235 条の 4 の運用について」(平成 22 年 10 月 29 日付け国空国第 1849 号) は、廃止する。



平成 28 年 10 月 26 日国空事第 4192 号 (制定)

成田国際空港と東京国際空港との間を運航する空輸便に関する

航空法施行規則第 231 条の規定に基づき申請に係る同規則第 235 条の 4 の運用について

国土交通省航空局航空ネットワーク部航空事業課長

1. 成田国際空港と東京国際空港との間を運航する外国航空機による空輸便に関する航空法施行規則 (昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。) 第 231 条 (法第 127 条ただし書に定める外国航空機の国内使用の許可に係る細則) に基づき申請に係る規則第 235 条の 4 に規定された申請期間の特例について、原則として、やむを得ないと認められるものとして、同条に規定された申請期間の特例に基づき、その使用開始の予定期日の 24 時間前までに申請されたものについて有効なものとみなすこととする。ただし、個別の事情を考慮してやむを得ないと認められない場合にあつてはこの限りでない。

2. 1. に定めるところにより、規則第 231 条に規定された期間の経過後に申請を行う場合にあっては、やむを得ないと認められる場合である旨及び同条に規定された期間内に申請を行うことができなかつた理由について、所定の申請書に具体的に明記した上で、可及的速やかに所定の申請を行うこと。この場合、航行予定期日までの時間を勘案し、特に担当官署の休日においては、常識的な時間帯に担当官への連絡を行うこと。

3. 事案によっては、やむを得ないと認められない場合があるため、予定期日に確実に運航しようとする者は、同条に規定された期間内に申請を行うよう努めること。

4. 申請の時点までに、使用空港におけるスロット等の調整及び C I Q 官署との調整を了しておくこと。その際、いずれかの調整を開始した時点で、担当官に情報提供を行うこと。

5. 規則第 235 条の 4 に基づき、規則第 231 条に規定された期間の経過後に申請を行う場合にあっては、審査期間が特に短いところ、仮に申請書類に不足又は不備があり予定期日までに補正されない場合には、許可されないことから、申請書類に不足又は不備がないか、特に入念に確認した上で申請を行うこと。

(附則) (平成 28 年 10 月 26 日国空事第 4192 号)

この通達は、平成 28 年 10 月 28 日以降の運航について適用する。

平成 25 年 10 月 30 日国土空事第 3529 号

## 国際ビジネスチャーターによる本邦内各地間の運送の取扱いについて

国土交通省航空局航空ネットワーク部航空事業課長

外国航空機（外国人国際航空運送事業者の当該事業の用に供する航空機を除く。以下同じ。）による国際チャーター便において、商用目的で本邦に出入国する個人又は法人の役員（これらの者に随行者を含む。）（以下「役員等」という。）を有償で運送する際に、本邦内の各地間における有償の運送を行う場合の当該運送の取扱いは、以下のとおりとする。

1. 外国航空機が行う本邦内の各地間における有償運送について、以下の（1）から（4）を満たす場合には、当該運送は、航空法第 130 条の 2 に定める法第 126 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の航行（以下「国際航行」という。）に接続して行う本邦内の各地間における航行による有償運送とみなすものとする。
  - （1）商用目的で本邦に出入国する役員等のみの運送を行うものであること。
  - （2）当該運送が国際航行による有償運送とあわせて一連の運送を成すものであること。
  - （3）国際航行を含む一連の運送行程の全てにおいて同一の航空機が使用され、同一の者が搭乗するものであること。ただし、当該運送行程中の本邦内各地点において、法第 126 条第 1 項第 1 号の航行に接続した航行である場合に搭乗者の一部が降機すること又は同項第 2 号の航行に接続する航行である場合に新たな者が搭乗することを妨げない。
  - （4）（1）から（3）について確認するため、チャーター契約書等において、運送の全行程、運賃、全搭乗者名（役職等を含む）及び各搭乗者の運送区間並びに航空機の国籍記号及び登録記号を明示すること。

2. 1. により、国際航行に接続して行う本邦内の各地間における航行による有償運送とみなされる運送を行うおうとする場合は、当該国際航行による有償運送と一体の国際チャーター便として、航空法第 130 条の 2 に基づく許可の申請を行うこと。

附 則（平成 25 年 10 月 30 日国土空事第 3529 号）

本通達は、平成 25 年 10 月 31 日以降に申請があった国際チャーター便について適用する。

### 国際ビジネスチャーターによる国内区間の運送の取扱の明確化(平成25年10月31日運用開始)

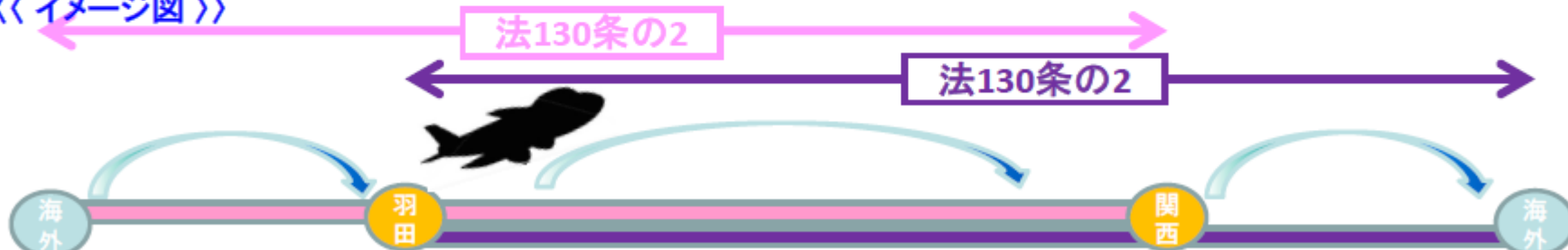
#### 見直し前

ビジネスジェットで訪日し国内2地点以上に用務がある場合の国内移動は、これまでは外国籍機による有償国内移動として認められていない。従って、東京と大阪の双方に用務があり訪日したビジネスジェットユーザーも、羽田=関西間は降機し地上移動する必要がある。

#### 見直し後

- 一定の要件(※)の下での海外からのビジネスジェットの国内移動については、「国外からの航行の接続運航」であることを明確化 ※同一の搭乗者に限定、国際運航と一連の航行として契約(国内移動のみの契約となっていない)等
- 国際航行の一形態として、通常のチャーター許可(航空法第130条の2)を得るのみで運航可能(下記イメージ図参照)

#### 《イメージ図》



#### 航空法第130条の2の許可を要する航行

- ・本邦外から出発して本邦内に到着する航行(これと接続して行う本邦内の各地点における航行を含む。)により本邦内に到着する旅客と貨物の有償運送
- ・本邦内から出発して本邦外に到着する航行(これと接続して行う本邦内の各地点における航行を含む。)により本邦内に到着する旅客と貨物の有償運送

### 自家用ビジネスジェットの乗入れに関する手続期限の短縮(平成26年2月12日運用開始)

台湾籍の自家用ビジネスジェットについて、10日前までとなっている許可申請の期限を、昨今の航行実績等に鑑み、ビジネスチャーターと同様、原則3日前までとする。

#### ■台湾籍のビジネスジェットに係る申請期限

		見直し前	見直し後
運送・航行の許可	自家用(※)	10日前	3日前
	チャーター	3日前	3日前
指定外空港の使用許可	自家用・チャーター	3日前	3日前

※シカゴ条約非締約国籍の自家用機が我が国に乗り入れる場合は10日前までに許可申請を行う必要